

第十回 参議院人事委員会會議録第十五号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)午前十一時二分開会

委員の異動

四月二日委員宮本邦彦君辞任につき、その補欠として大谷繁潤君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○派遣議員の報告

○国家公務員災害補償法案(内閣提出)

○委員(木下源吾君) それではこれより開会いたします。

今日の議事日程は国家公務員災害補償法案、国家公務員の給與問題に関する調査、派遣議員の報告、なお出てお

ります政府委員並びに説明員は人事院事務総長佐藤君、給與局長瀧本君、大蔵省主計局の岸本給與課員、厚生大臣官房人事課長大山君、電気通信省保健課長松岡君、郵政省人事課長生田君、人事院の給與局長堀田君、以上であります。先ず派遣議員の報告をお願い

します。

○千葉信君

視察報告が非常にいろいろな関係から遅延しましたことをこの際率直に申上げて、その責任を痛感しておることを最初に申上げて置きます。二月中旬から本員と加藤委員、森田調査員で、富山県、石川県、並びに宮城県に出張いたしました。いづれも各県におきまして、非常に理事者諸君並びに組合の諸君から熱心な御協力を頂きまして、地域給に関する諸種の調査について所期の成績を挙げること

ができましたことを、この際改めて感謝の意を表したいと思ふ次第でございます。地域給のいろいろの問題等につきまして、これらの調査の結果から判明いたしましたことは、いづれも各地共通の事項が主でございました。特にその地域における特殊な問題等については、それらの地域から詳細資料等を頂いて参つておりますが、それらの資料等をこの際報告申上げること、は、時間の関係その他で非常に煩雑になると思われますので、書類を以て後刻提出したい。かように考えまして、本日の委員会の御報告は以上の程度で簡単にとめたいと思ひます。

○委員(木下源吾君) 重盛君のほう

○重盛壽治君 私のほうは、二月二十日から二十七日まで、木下委員長と私と、岡田調査員、熊笹堂専門員、この四人で参りまして、そうして調査いたしましたところは非常に多くなつておりますが、極く簡単に申上げておいて、あとで詳細を書類で御報告するという形をとりたいと思ひます。調査の目標は申上げるまでもなく地域給決定の基準とされておるところの特別C・P・S、二十八都市についてなされたこの調査、結果の検討、特にこれに対する不合理、時期的又は地域的の特殊な事情乃至は又朝鮮動乱によるこの影響というふうなものを中心として調べたのであります。調査した地域は静岡県では静岡、浜松、清水の各市、掛川、網代、新居の各町など、福

岡県では北九州五市(門司、小倉、戸畑、八幡、若松)、筑豊三市、四郡と、福岡で大牟田、久留米の各市、佐賀県で行きまして佐賀市、武雄町、長崎県で佐世保市、川棚町、五島など、それから山口県では下関、山口の各市、広島県では呉、広島、各市、岡山県では岡山、玉野、倉敷の各市、新見、上市の各町等、こういうところを大体調査して参りました。そうして概括的な言

い表わし方といたしましては、特別C・P・S、いわゆる二十八都市について調査をした、これを地域区分の決定の基準に利用する場合に生ずる不合理は非常に多くあつた。特別C・P・Sは御承知のように二十四年の五月、十一月及び二十五年の五月の三回行われたのであります。五月又は十一月の一カ月間に限られておつたので、時期的な問題、或いは季節的の特殊事情があつて、地域差指数が不当に低く出たところが多々あつた。これらの例を私どもが調べた域内で申上げますならば、筑豊炭田の田川市とか、三池炭田の大牟田市は、二十四年の九月、十一月三井鉱山の従業員のストライキが行われており、購買力が極端に落ちたと

ころを調査した点、そういうような実情があります。又北九州五市、中でも石炭の積出港であり、或いは造船所や、炭鉱機械工場を持つところの若松市などは、二十五年の五月のS・C・P・S当時炭鉱業の不振で購買力が非常に減退しておつた。それが現在では御承知のように朝鮮事変その他から非常な

活況を呈して、大変な相違を来たしてゐる。佐世保市はこれ又御承知のように二十四年十一月のS・C・P・S當時は苦境のどん底で、旧海軍工廠の後身である佐世保造船工業初め、給料の遅欠配が、半数以上は五カ月以上も遅配されておつたという現状であつたものが、今日では御承知のごとく、朝鮮動乱によつて佐世保市は全く異なる状態になつておるといふような状態、こういった特別の実情から申上げても、非常に従来のC・P・Sでは矛盾があつた。呉の場合でも同様ですが、呉などは戦後は全国一の失業都市といわれたのであるが、たゞ／＼今回の朝鮮事変等によつてこれが非常に相違を来たして来ておる。こういうようなことがあつたC・P・S、或いは特別C・P・Sだけでは完全なものではないということが裏付けられることになつておるといふことであります。その他多数例がありますが、あとは省略いたしておきます。

それで私もが一つの地方々々で見ました現実を結論的に申上げますと、一つの例は、特に下関の例を申上げますと、下関はいわゆる北九州と海一つ、極めて小さな海を……、御承知のように今日では地下道ができた、或いは汽車が直通できるような目と鼻の先になつておる。経済圏は実際北九州と同じ状態に置かれるのかかわらず、下関は別な、岡山県の例に準じておるといふような、こういう矛盾したものが非常に多く見られるのであります。

これはただに下関ばかりではなく、こうした手は多数あるのであります。これは下関或いは又先に申上げましたところの岡山県の玉野市というふうな所もそういう事情が生まれておるし、特に玉野市のような場合には、朝鮮動乱によるこの影響が非常に多いということが申上げられると存じます。大体九州地方全般に亘つては朝鮮動乱によるこの影響が非常に多いといふこと。なお北九州の炭田地方は、これらに関連して申上げるまでもなく従来の数字を以てこれに当てはめるときには、全く矛盾しておるのではないかと一言言われるのであります。細かなことは非常に長くなりますので省略いたしますが、こういう結果……。それから近隣の静岡のようないふ場合を申上げます。静岡は一つの例であります。これは全国に見られる例であります。一つ例を申上げますと、静岡の熱海と伊東の両市は大体甲地、或いは特等地にしなければならぬようなところがある。その間に挟まれているところの網代は実際には熱海から、或いは伊東からいろいろの物資を購入しなければならぬにかかわらず、ここが非常に不均衡な形になつておる。従つて人事の交流にいたしまして、すべての点に對して、この人事の交流の問題は全国的に共通する問題かと存じます。そういう点からいっても是非とも考え直してやらなければならぬのじやないかといふようなことが察知できるのであります。

そうして大体各地での主な要請とい
たしましては、地域区分に関する人事
院の勧告が非常に遅れておるので、至
急に出していただきたいということがそ
の当時言われておつた。それから予算
の枠の拡大に努め、従来の不合理、不
均衡を是正できるように努力して頂き
たいということ。更に最悪の場合に入
つても既得権は確保して頂きたいとい
うこと。それから特別C・P・Sに反映
されていない朝鮮動乱の物価に及ぼし
た影響を考慮されたい。動乱による特
別手当を支給するか、乃至は特別な地
域給の引上げというようなことを考慮
してもらいたい。次に、できるだけ行政
区画ごとに、一行政区分画を分割して二
様の支給割合による指定をすることは
極力避けて頂きたい。これは申上げる
までもなく人事交流に一大支障を来た
しておるといふこと、田舎の地方など
に行きますと、立派な教員、立派な官
吏が来てくれないというようなことが
明瞭に現われておるのであります。更
に、町とか村とかいう形式的な名称の
みによつて左右せられることなく、実
質的な判断によつて、町なり或いは村
であつても、市以上というような所も
あるので、こういう点を十分に調査研
究されて、特に先ほど申上げました経
済圏が同一である場合には、これは是
非とも考慮して頂きたいということが
強く要請されておるのであります。

○委員(長木下源吉君) 次は国家公務
員災害補償法案の御質問をお願いしま
す。大蔵省の岸本説明員は大蔵委員会
で来てくれといつておるので、岸本君
に対する質問があつたら先にして頂き
たいと思います。

○千葉信君 大蔵当局に御質問申上げ
ます。今日わき／＼委員会に御出席願
ひましたのは、本国会で問題となりま
した退職手当に関する臨時措置法の問
題について、御承知でもございまし
ようけれども、退職手当の支給率につ
いての附則の修正の問題が三月中にお
ける本院において非常に問題になりま
して、その問題について大蔵当局のほ
うから非公式ではあつたけれども、今
後の補正予算編成の場合において考慮
したいという明確な御答弁が交代され
たが、丁度その後給與課長が交代され
たりしました関係もありまして、又今
日は出席願ひました新任の給與課長が
お見えになりませんので、ここで御質
問申上げてこの問題についての御答
弁は期待できないと考えられますが、
一応折角の御出席でございましてから、
事務当局として、新給與課長が交代の
際に、そういう問題について何かの申
送り、若しくは事務引継があつたかな
かつたか。その程度の御答弁で結構で
ございましてから、一応御答弁をお願い
したいと思ひます。

○説明員(岸本君) 只今の御質問の
点でございまして、新旧両課長の間で
話の引継があつたかも知れませんが、
私、その下の事務に直接携つておる
ものに對しましては、どういふ措置を
とつたらいふかという明確な指示はま
だ受けておりません。

○千葉信君 この問題については改め

て大蔵当局の御出席を願つて再質問を
することにしまして、今日は保留したいと
思ひます。それでは出席しておられ
る説明員の関係から、順序として一般
質問から入りたいと思つておりました
けれども、時間の関係上一般質問と逐
條質問とを交互に、答弁される側の立
場を考へながら御質問申上げたいと思
ひます。

先ず最初にお尋ねしたいことは、国
家公務員法の第九十五條から言いまし
ても、人事院当局としては当然補償制
度の研究を行わなければならないこと
になつておりますし、又提案されて
おります災害補償法案におきまして
も、その第二條の第三号において「次
條の実施機関が行う補償の実施につ
いての総合調整を行うこと。」という
ふうに明確に権限として規定されてい
るようですが、こういう立場から考え
ますと、今度の災害補償法に関する限
り一般職の職員、人事院の所管である
ところの公務員に對しての補償につ
いては総合的な立場から研究され、調整
の途が講ぜられておらなければならな
い、こういうふうに私も考えており
ましたところが、第一條によりますと
と、国家公務員法の第二條に規定する
一般職に属する職員のうちから船員法
一條に規定する船員である職員が除か
れております。その他にも未復員者給
與法によるところの未復員者である職
員、或いは特別未復員者給與法に規定
する特別未復員者等が除かれておりま
す。その中で未復員者等については一応
あとに廻すといひまして、船員の場
合になぜ今度の災害補償法から第一條
において除外したか。この点について
総合調整をやらなければならないとい

う国家公務員法の第九十五條の建前か
ら言ひましても、本法案の第二條第三
号の、只今読上げた條文から言ひまし
ても、当然に私は包含して、これらの
船員に對する補償を考へる必要があつ
たのではないかと。特に今度のこの法案
によりまして、官吏である船員につ
いては不服の場合には實際的措置とし
て、現在運輸省船員局労働基準課でそ
の不服を審査する、こういう建前にな
つてゐるようでございまして。同課では
こういう場合は、法的には国家公務
員法第八十六條、第八十九條等の規定
により苦情処理の途が開かれてゐると
解釈してゐるようでありまして、どう
いう関係から船員である公務員だけを
今度の法案から除外するという建前を
とつたか、その点について一応御説明
を伺いたいと思ひます。

○説明員(堀込惣次郎君) 只今の御質
問の、船員をこの法律から除きました
ことは、民間の陸上労働者と、それか
ら船員につきましては別の根拠法律が
ありまして、その補償の内容も若干違
つております。そこで公務員につきま
してもこの法律を適用しますと、民
間の船員よりも補償の程度が若干落ち
る面があります。そこで公務員につ
きましては民間の船員と同様に船員法
の補償の点までやる必要があるという
点から、差向きはこの法律から除外し
て置かしまして、現在の法律百六十七号
によりまして、船員法の基準によつて
補償を行うというふうにして行くほう
が妥当だろう、それでこういうふうにな
つたわけでありまして、それから将来
の考え方といひまして、新恩給制度
におきまして、この問題をもう一遍検
討して、新恩給制度との関連におきま

してもう一度更に検討する必要がある
う、その時まで現在の形で行きたいと
いうふうにご考へております。さような
案になつております。

○千葉信君 そういたしますと、次の
ように確認して差支えございません
か。第一の理由は今提案されておしま
す公務員に對する災害補償法律案は、
船員等に関する限りにおいてはこれは
一般の場合に比較して水準が非常に不
利になつてゐるというふうにご考へて、
そのために、そういう不利な結果を生
じないために船員を除外した、という
ふうに確認していいかどうかというこ
とと、もう一つは新恩給法の制定に對
する考え方については、その制定の場
合は本格的な検討を補償に關しても行
い、それ以前においては暫定的に、少
し不利な部分があるけれども一応この
ままでやつて行くというやないか、そ
ういふ考へに立たれたという結論が、只
今の御答弁から出て来るようですが、
そう了解して差支えございませんか。

○説明員(堀込惣次郎君) 船員につ
きましては陸上職員よりも若干民間のほう
がよくなつておりますので、その点を
落ちないよう、船員法の基準にまで
やると、こういうふうになつておりま
す。それから新恩給制度のときに更に
検討しようといふことは、船員につ
きましては、官吏と雇傭人とで、雇傭人の
ほうは船員保険法の適用がございま
す。従つてその長期給付がそこに入
つております。これは新恩給制度にお
いて当然かぶるべきものである。そうし
ますと官吏と雇傭人とを區別をそこ
に置いてはうまくない。それは一律に
して行きたい。その場合に官吏につ
きま

で考えなければならぬ問題が出て来る、こういう事情でございます。

○千葉信君 次の質問は、これはお答えがむずかしければ又保留されても結構ですが、一応お尋ねしたいと思ひます。これは国家公務員災害補償法立法の根本の考え方についてですが、公務員の生活を保障するいろ／＼な制度の一環として、公務に起因する不慮の災害に対する公正な、そうして十分な損害賠償として考えられなければならないはずであるにかかわらず、打切り補償の問題につきましても、休業補償の問題につきましても、むしろ実際に公務員諸君がこうむる損害以下の賠償を以て足りるとするような形に立案されておりますが、この法案の立案の根本の考え方というのは、飽くまでも完全な損害賠償という立場になぜ立たれないで、こういう法律を立案されたが、その点についての御答弁を承りたいと思ひます。

○説明員(堀込惣次郎君) 只今の御質問にお答え申し上げます。今千葉先生がおつしやいましたように、この法律の補償では完全賠償という点までは行っておりません。これは事実であります。併し民間におきましますところの使用者と同じ立場において、国も公務員に対して損害賠償の責を有するといつた根本的な考え方から、賠償責任としましては民間と同じ均衡をとつて、同様の程度でやる、それ以上の公務員の特典事情に基づきます点は、別の制度で考えるべきであるという考えから立案されております。

○千葉信君 只今の御答弁からも出てくるようですが、労働基準法であるとか、災害保険法等の全くの焼き直しと

いうものが今度の災害補償法のように、その点については、只今の御答弁からも一般の労働者諸君に対する損害賠償の基準というものと大体合致した、こういう形で作られたということですが、この場合に労働基準法等におきましては、成るほどこの災害補償法と殆んど同率、同程度の考え方になつておりますけれども、ただ問題になり

ますことは一般産業における労働者諸君の場合、労働基準法に規定せられてゐる損害賠償というものは飽くまでも最低の基準であつて、而も公務員諸君にはないような条件というものが一つはつきりあるわけです。それは御承知の通り飽くまでも労働基準法の決定は、これは最低の線であつて、それ以上の問題についてはそれ以上の権利、若しくは主張についてはお互いの団体交渉によつて遙かにこれ以上の線を約束されてゐる。実際上においても、いろ／＼な労働基準法関係の最低線よりも有利な条件に待遇されているのが一般の状態だと思つてゐます。そうすると、そういう団体交渉によつてみずからの権利を主張できないような形になつてゐる公務員の場合に、一般産業の労働者の場合と、一般産業の労働者の場合における最低の線と同じ立法がされてしまふということは、明らかに公務員諸君を不当に不利な状態に落し込んでしまふという結果が出て来はしないか、その点について人事院としてはどうお考えになるか、この点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(堀込惣次郎君) 民間におきましては労働協約によりまして、基準法よりも上廻つたものをやつてゐるというお話がございましたが、損害賠償

といたしましては、大部分が民間の会社は労災保険で御承知のようにやつております。それ以上のものは別個の、或いは弔慰金というような形で或いは行われてゐるものがあるのではないだろうかと思つておりますが、基本的な損害賠償という観念におきましては、やはり基準法の線で行われてゐるのが大部分だろうと考えております。

その点は詳細に私のほうでも調査いたしましたわけではございませんので、確たることは申し上げられませんが、さうな事情にありませんので、この損害賠償といたしましては、やはり基準法の線によりましてやつて行く。それ以上の点につきましては、別の面を考究したいという根本的な考えであります。

○千葉信君 只今の御答弁の中で別な面というのは、具体的に大体どういふものをお考えになつておられますか。

○説明員(堀込惣次郎君) 新恩給制度であります。

○千葉信君 それから次に問題となりまゝのは、災害を未然に防止する措置というのに対する規定がこの法律では不明確なんです。人事院及び関係の庁は、これは公務員法第七十三條ですか、「人事院及び関係の庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。」というふうになつておりますが、一般産業の場合には、相当、災害を未然に防止するといふ問題については、いろいろな法律によつて、災害防止の具体的な規定があるようですが、こういう程度で一体災害を未然に防止するといふ

措置について、人事院としては十分足れりというお考えになつておるかどうか、その点を……。

○説明員(堀込惣次郎君) 災害防止の点につきましては、私のほうの所管ではございませんので、責任ある御答弁はいたしかねますが、この法律の施行と同時に、安全規則、人事院規則を制定いたしました……目下準備いたしておりますが、その安全規則ができてから、それから逐次さういつた方面に力を入れて行きたいという方針のようでございます。

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、公務災害の内容、或いは認定をする場合に、実際の利害関係者を入れて何かの機構を作るといふことについては、人事院としては全然その問題についてはお考えにならなかつたかどうか。その一つの例としては、例えば当局側の代表であるとか、或いは職員側の代表であるとか、学識経験者を包含するとか、そういう形において災害の内容や認定基準の決定等をするという機構をお考えにならなかつたかどうか、その点について……。

○説明員(堀込惣次郎君) 災害の認定の問題につきましては、それ／＼専門的な知識が必要でございます。医学的問題が相当多いのでございます。そこで私のほうの考えをいたしましては、専門家を委嘱いたしまして、そこで検討してもらふという案は一応考えて見たんであります。併し現在のごころでは、能率局に健康課がございまして、医安の問題は健康課長が専門であります。その他の事項につきましては、安

でその専門家の意見を徴しながらやつて行きたい、こういうふうな考えております。

○千葉信君 次に法案の第三條第四項についてですが、「実施機関が第一項の規定により行ふべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。」この程度で一体さういふ明らかに違反してゐるというふうな事実なんかに対して、完全にこれを修正させ、適正な措置を講ずることができるとお考えになられたかどうか。御承知の通り給與法の二十五條等については、明らかにこれは罰則がこういう場合には適用されておる。この法律の趣旨なり規定に違反した場合に、給與法の第二十五條においても罰則の適用があるにかかわらず、第三條の第四項においては、單に必要ないし指示だけ行ふといふことになつておられますが、この程度で十分だとお考えになつておられるかどうか。

○説明員(堀込惣次郎君) この問題につきましては一応罰則を考えて見たことはございまして、併し現在におきましてその支出におきましては会計上のいろいろな制約を受けております。更にこの罰則をかけることは非常に死文化というふうな結果になりますので一応その罰則はここから外したのであります。各省の実施につきましては私のほうから指示したことにつきましては、それに従わないうふうなことは恐らくあるまいというふうな考えに立つております。

○千葉信君 災害補償法の実施について一番問題になりますことは、その災

害の認定とか或いはその基準等に適合して行われるべきかどうかというような問題、それから實際上にその災害の補償が迅速に行われているかどうかという問題、こういう問題が若し適正に行われなければ、且つ遅延するというようなことがあれば、立法の精神は、これは完全に死文になつてしまふ。こういう点からすると、私はこの第三條の第四項をもつと強力なものにするのでなければ、この法律の適正な実施というところが非常に困難ではないかと、こういうふうに考えますが、人事院としては何らかこれに対してもつと具体的な意見をお持ちになつておられないかどうか、その点をもう少し明確にお答え願いたいと思います。

○説明員(堀込惣次郎君) 今までの実施につきましては、全然こういうた総合調整機関がございませんでしたので、今千葉先生が御指摘になりましたように、非常に認定が遅れていたとか、支拂が遅れていた、甚だしいのは一年も放つてあつたというふうな例があつたのであります。併しこの法律ができましたからは、我々のほうでこの法律の第一の目的といたしまして迅速ということを見据けております。そこでその点につきましては十分我々のほうといたしまして努力をして遅れることのないようにして行きたいというふうな考えております。條文をこれより強くしなければならぬだろうというふうなことは、今のところ考えておりません。実施の結果を見まして、これではどうも動かないということになりますれば、その節は又御検討をお願いいたしますと考えております。

○千葉信君 ここに問題になりますことは、単に遅延或いは服務を怠る等の問題ではなくて、ここには明らかに「この法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行なつた場合、」という場合に單に必要な指示を行うと、こういう立法で果してうまく行くかどうかということについて、もう最初から私は結論が出ておると思うのであります。従来の実績から行きますと、こういう点は人事院で実施の責任を強力に負つて、もつと強力に持つて行かなければならないと思つてはこれ以上ここで押問答しても無駄でございますので、当然人事院としてはこの点についても、将来とも十分な御研究をお願いしたいと思います。それから次の質問に入りたいと思つておる。

○委員長(木下源吾君) ちよつと千葉君、厚生、郵政、電通が来ておりますから、それに関連したものを続けてお願いいたします。

○千葉信君 その次に御質問申上げたことは、第四條の第四項の「前三項の規定により平均給与額を計算することのできない場合、」この場合はわかつておりますが、「及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。」こうなつておりますが、恐らくこの場合はベース改訂等が考慮に入れられておると思いますが、そのベース改訂等の場合には、どういふ形において計算のやり直しをするつもりであるか。それからどの程度遡つて公正を欠く平均給与額を修正する用意がある

か、その点について具体的に御答弁願いたいと思つておる。

○説明員(堀込惣次郎君) 公正を欠く場合と申しますのは、ベース改訂の問題もございまして、それから労働者の賃金形態がいろいろありまして、併せは馬持の労働者に対してはその馬の代金も賃金として支拂つておるといふようなものもありますので、そういう部分は、その分は差引いたものを給与しなければならぬというような点もございまして、それからベース改訂の問題ですが、これはこの法律の平均賃金の建て方が疾病の確定した日、或いは負傷の事故の起つたときの前月末から、過去三ヶ月間分を基準にとつております。従ひまして例へば障害の場合におきまして二年なり三年なり後において疾病が固まつたときに障害補償をやる、こういうことになりまして、その二年なり三年なり前の平均給与額によつて計算するといふような形になりますので、それではベース改訂の問題があるような場合に非常に低いものになる。その場合には疾病の固まりましたときの基本的な、正常的な給与を基準として、それよりも低い場合はそれまで上げる、こういうふうな考えております。それはこの四項の規定によりまして規則のほうで定めて行きたい、こういうふうな考えております。

○千葉信君 それから厚生省、郵政省、電気通信省のほうから御出席を願つておりますが、それに関連して部分的な点をお伺いします。

お尋ねしたいことは、厚生省も郵政省も電気通信省も大体関連した問題について御質問申上げたいと思つておる。それは御承知の通り今度の災害補償法で一番問題になります点は、負傷の場合には別といたしまして、疾病の場合、この場合にやはり結核の問題がございまして、一番論争の中心になり、又問題も孕んでいふところの思つておる。従つてそういうふうな結核の場合に現在公務員の災害の状態が結核の場合にはどういふ状態になつておるかという点が非常に私には関心を持たざるを得ない。ところが御承知の通り、この立案されております災害補償法の中、疾病という場合の結核に対する考え方というものは、結核菌の感染といふことを重点的に考へて、そうして感染の経過が、その職務と密接に結び付いておる場合だけ結核を公務災害であるといふふうな考へておるという点が、相当濃厚に出て来ているわけなんです。ところが御承知の通り、電気通信省におきまして、郵政省におきまして、それから又厚生省関係の各省病院等の職員諸君の場合におきまして、その職務自体が菌の感染といふことと同時に、その職務内容といふか労働条件といふか、いろいろ結核が簡単に私傷ではない、公務による災害だといふふうな考へなければならぬ要素が非常にたくさんあるだろうと思つておる。そこで現在三省において、この結核が従業員の場合にはどういふ形に於いて現われており、どういふパーセントで罹患者があるか、それから又現在これらに対する健康上の状態といふものは、どういふ形に於いて行われておるか、できるだけ具体的に御答弁を三省からお願ひしたいと思つておる。そこで先ず厚生省のほうからこの問題について御説明を承わりたいと思つておる。

○説明員(大山正君) 厚生省の職員で結核に感染しております者の数は、少し統計が古いのであります。全職員につきましては、昭和二十五年三月三十一日現在の職員についての統計が出ておりますが、全職員の数四万一千三百十名に對しまして、長期欠勤者が二千六百二十四名、中期の病氣欠勤者が九百九十四名といふことに相成つております。なおこの九百九十四名のほかに長期に亘りませんが、結核のため休養いたしておりする者がほかに十八名ございまして、合計百十二名といふような数になつておりました。いずれも三〇乃至四〇程度の数を示しております。これらの数に對しまして、厚生省におきまして公務災害として補償を行ひましたのが二十五年度におきましては百八十七件、実員数といたしましては百二十三名といふようなことになつております。ここに公務災害として認定されましたものは、只今御指摘になりましたように大部分は結核の医療施設の職員でございまして、結核病棟に勤務しておられます職員に對しましては、大体公務災害であるという認定は極めて容易なわけでありまして、問題はそれ以外に、これも只今お話がございましたように非常に勤務と密接な関係がありまして、発病したといふことの認定のできるもの、例へば非常な予算或いは法律等の際におきまして徹夜勤務が続いたといふようなものにつきましては、公務災害としての認定をすることが至当

であると、かように考えておるのでありますが、実際問題としては非常にむずかしいというところに相成っております。それからかような長期欠勤者についての取扱につきましては、非常にむずかしい問題を含んでいるのであります。これを休職にいたしますことは、本人に対しては誠に気の毒なことになるので、私どももいたしまして休職に直ちにすることは非常に同情に堪えない。さりとて休職にせずにおきますと、定員をとられます関係上残った他の者が今度はオーバーワークになりまして、非常な又病気に感染する者が殖えるというような循環になるのであります。その間の処置に對しましては、非常に常に苦慮しておるような状況でございます。一応数字その他の状況につきましては今御説明申し上げました通りでございます。

○説明員(田辺周藏君) 郵政省の昭和二十五年と二十四年度の比較を大体お手許に差上げてあります。それを御覽下さればおわかりのことと思ひます。結核につきましては昭和二十四年度、二十五年と比較いたしましたして、二十五年にはだん／＼多くなつて来ております。二十四年度末におきまして要療養といまして自宅或いは入院しての療養者が三千三百五名でありましたのが、二十五年末では四千六百九十一名になつております。これは全職員に對しまして一八％の高率になつております。なお詳細はこの表を御覽下さりますればおわかりのことと思ひます。なお先ほどの結核の仕事の公務災害と考えられる例は、昭和二十五年におきまして療養補償を行ひました件数は五百十二件でございます。その中の結核によりますものは五件でございます。

○千葉信君 重ねてちよつとお尋ねいたしますが、健康管理はどういうような形でやつておりますか、休職というには保健婦を配置するとか、その他いろいろの方法で管理しておられると思うのですが、疾病者に対する勤務上の措置についてはどういふ形でございますか。

○説明員(田辺周藏君) 要療養者と要注意者と両方に分れております。要療養者は大体七〇％は自宅で療養いたしておるものです。三〇％は入院加療いたしております。自宅療養者につきましては保健婦、或いは衛生管理者というものが自宅を訪問いたしまして療養の指導に當つております。なお要注意者につきましては職場におきましてその人の状態に應じたような勤務の軽減を指導いたしております。

○千葉信君 相当あなたのほうの職場の関係では徹夜の深夜業の勤務もありませんし、それから仕事も非常に神経系統を傷めるような、かなり複雑な仕事が多いのですが、そういう場合に結核が、菌の感染の問題は別といたしまして、相当発病率が多いような職務だと思ひますが、そういう場合に職務と病気の関連についてはどういふふうにお考えになつておりますか。これは明らかに公務災害であるというふうに処理することが正しいとお考えになつておられますか、それともこれは判定がむずかしいから、如何ともしがたいと考えておりますか。

○説明員(田辺周藏君) 非常に判定がむずかしいと考えております。

○千葉信君 若しその判定の問題に一定の基準があれば、公務災害として当然処置すべきものとお考えになつておりますか。

○説明員(田辺周藏君) これは例えば郵政省の職場ですと、病院の勤務者でございますが、東京通信病院におきましては全部の看護婦を強制的に寄宿者に收容いたしまして、陰性で入つて参りましたものが結核患者の看護をいたしまして陽転して又発病するというようなことが間々あるのでございます。こういうようなものは公務によります発病とみなして差支えないかと考えております。

○千葉信君 いろいろな職場でそれと全く同じような条件があると思うのですが、例えば一つの職場において同僚職員が盛んに開放性の結核にかかつて菌がばらまかれて行く。そういうような条件の中で菌の感染も受けるでしょうし、そうして実際の結核の発病は、菌の感染自体が問題になることよりも、むしろその菌の感染後における本人のいろいろな行動条件、或いは又生活環境というものが、作業環境というものが大きく影響して、そのために発病するしないが決定されると思ひますが、そういう点についてはどう考えておりますか。

○説明員(田辺周藏君) 大体僕たちの解しておりますところの結核の発病につきましては、吸入する結核菌の多少ということが非常に発病するか否かというところを決定する大きな要素になります。それから体質というふうなことが又大きな問題になります。最後にもう一つ問題になりますのは、この菌に感染いたしました後の仕事、或いは生活態度というこの三つが結核発病の大

きな原因ではないかと考えております。

○千葉信君 そういたしますと結局、結核の発病は菌の感染だけではならぬということとは、これは明らかになつた。そうすると公務災害を考慮する場合に、結核病棟に勤務している職員であるという理由、つまり菌の感染を受けるような職場にいたからという理由だけでは公務災害にならないで、もつと広汎な立場から公務災害であるかどうかというところを考へなければならぬという結論が出て来るようですね。

○説明員(田辺周藏君) はあ。

○千葉信君 わかりました。次に電通省にお願いいたします。

○説明員(松岡義秋君) 電通省の職員は現在で十三万九千三百四十八人おりますが、その中で結核で休んでおりますものが二・二九％、約三％の人員が結核で療養中であります。勤務しておりますが、一応結核の注意を要するものが七・六九％、総計いたしますと九・九八％、大体一〇％の結核要注意者並びに療養者があるわけでありまして、私のほうは電信作業或いは電話作業というふうな非常に精神的な作業をやつておるわけでありまして、いろいろとその作業と結核との関連性を私のほうの医事研究所等におきまして調査いたしております。実際の関連性を求めるにつきましてはなお今後の問題であります。なにか／＼先ほど郵政省も申しましたようにむずかしい問題だらうと思ひます。健康管理につきましては、一カ年に限つて有給欠勤を認めております。これは全官庁職員とも同じであるだらうと思ひます。それで先ほど申しました結核に対する要注意者に

つきましては、やはり作業の軽減、或いは夜勤その他超過勤務等をいたさないように、いろいろ区分いたしまして取扱つております。大体簡単でございますが……。

○千葉信君 こういう発病等についてあなたの立場からの説明をちよつと伺いたいと思ひますが、勿論さういふふうな作業そのものが非常に情熱的な労働というか、神経を甚だしく刺激する作業のために起るという原因もありましようし、それから又一方には非常に定員が不足で、どうしても労働過重に陥るといふような点もありましようし、従つてさういふ点から深夜業勤務などで勢ひ苛酷に陥るといふような條件もかなりあると思ひますが、併しそういう問題以外に実際の職場の衛生設備というか休養設備というか、そういう点が電氣通信省の場合も郵政省の場合も同様らしいことは私も大体知つておりますが、さういふ点について何か健康管理の立場から、予算その他の具体的な計画を現在お持ちになつておりますかどうか、その点ちよつと承わりたいと思ひますが。

○説明員(松岡義秋君) 結核罹患者に對する療養施設、これは若干少ないながらも持つております。それから職場におけるさういふ衛生環境、作業条件等に對するこれをうまくやつて行くための予算的な措置も相当とつて、次第に改良されておることでもあります。具体的にはどういふことでしようか。

○千葉信君 例へばさういふことを私は視察の最中に見て参つたもので、これは施設の関係も一緒になつておりますが、八十何人かの従業員を擁し

ております所が更衣室とか食堂というものがたつた一坪しか與えられておらない、たつた一坪の所で食事もやつており、被服も改めている、こういうかつこの状態では、私は非常に健康管理が一方において行われていても、こういう設備に対してあなたたちのほうで適切な指図をするなり或いは又指示を與えるのでなければ、訂正するのだから決していい健康管理はできない。それから又同様な職場の中で私の見て参つたところによりますと、成るほど浴場の設備もございました。これは四百人以上の従業員を擁しているやはり電話局でございましたが、浴場の設備は成るほどあるし、タイル張りの立派な浴場なんですけれども、そのすぐ隣り、一間も隔てないところが病院の死体收容室です。一週間に一・五回以上その死体收容室には死体が安置されて、そこから非常に幽遠な鐘の音が漏れて来る。こういう環境にあるために女子従業員が殆んどその浴場を利用しないという状況なんかあつて、こういう点については相当い／＼な意見なり要望なりがあるにかかわらず、ちつともこれが修正されない、是正されない、こういう形なんかがあるようなんですが、こういう点についても本省としては十分私は考える必要があるじやないか、い／＼具体的の健康管理の問題も勿論でございますが、設備が何といつても電氣通信省、郵政省に限る限りは官庁とはいひがたい設備が至るところに散見される。こういうような点なんかについて何とかして私から、これは本法案とは直接関係はありませんが、やはり間接的には大きな関連性を持つておる問題だと思いま

れたように、結核はどうしてなるかというようなことはもう私が申し上げませんでも、それは菌による媒介もありましようし、多くは過労とか、いわゆる深夜作業、オーバーワーク、こういうことが原因になつて来ておることは明瞭であります。この病気が過去においては遺伝とか、或いは殆んど不治の病とされておりましたが、今日では医薬、或いは科学の進歩によりまして、薬にいたしまして、ペニシリン、ストレプトマイシン、今では何とかパスというようなものもできておまして、切開手術も非常に進歩し、療養の注意によつては治る、或いは療養の注意によつては感染率が非常に減退できるというような状態になつて来ておる。ここ

品を国民に安く手に入るようにする、或いは健康診断その他について、官庁或いは会社、工場その他の施設の長に責任を負わせて、健康診断をやつて行くというふうな、総合的な結核対策を本年度から実施することになりまして、目下着々準備いたしておるような次第であります。この公務員の災害補償につきましてもやはりその結核の撲滅対策の一環として考えて、やつて行かなくてはならないということは、私どもも考えておるような次第でございます。なお、この只今の案で十分であるとは私どもも考えないのであります。が、できるだけさうな方向に実施して行くように願ひたいと、かように考えておる次第であります。

○説明員(松岡義秋君) ちよつと附け加えます。今のお話でございますが、我々の所管しております保健関係のことにつきましては職場等の作業の環境に対する健康面から見てスタンダードの、標準的なインストラクション、指令というものは保健康でいろいろ持つておるのであります。所管がいろいろの面で建築その他に関連してある関係上、非常にやりにくい点が多々あるのであります。今後おつしやるようなことにつきましては十分考へて行きたいと思ひます。

た場合には、これは年数を加味して、無條件にやはり公務災害であるという認定を下すというふうな方法でもして頂きたいし、そういうふうにお考えになつたことがあるかどうか知らんが、その点一つ厚生省と人事院のほうに聞いて見たかと思ひます。私はそういうふうなことを、この際できるならば政府の責任者にも出席してもらつて、そういうふうなところで織込んで、少しは困難であつてもそういうふうな付けをして、大きな意味では官公吏の結核を絶滅する。もつと飛躍しては日本の勤労階級の中から肺結核を駆逐して行くんだという角度に立つて、そうしてただ事務的にできた案だけで、今いる者だけに對して当てはめるといふ形で行くのですから、そういう考えで進んで行きたいと思ひます。そういう観点からこの厚生省と人事院に、どちらからの意見でも結構でありますから、ちよつと意見を聞いて見たいと思ひます。

○説明員(大瀧雄雄君) 人事院の健康課長の大瀧でございます。只今のお話におきまして、少しくお答えいたしましたと思ひます。実は先ほどお話のございました公務災害におきまして結核の問題は、大変重大な問題でございます。これが公務になるかならんかという点が、常に職員の利益、不利益に大きな問題になつて来るわけでありま

○委員(木下源吾君) では御苦労様でした。

○重盛壽治君 厚生省に一つ聞きたい。私は私の立場から率直に言うならば、こういう法案を作るときを契機として、結核亡国と言われ、或いは世界のうちで一番不名誉な名前を持つて……、結核が日本に一番多い。こういう不名誉な姿をこの際一掃する方向に伺わなければならん、これは或いは厚生省、或いは人事院の事務的な埒内では困難な問題かも知れませんが、少くともこういう角度に立つて問題を処理するといふ観点から、私はやらなければならんと思うが、それに最も絶好の機会であらう。而もこの法案が衆議院より参議院先議になつておつて、一つの新しい企画を打立てるべき性格を私は持つて行かなければならんと思へるのですが、そういう点に立つて申し上げたいことは、私どもは今千葉委員或いはその他郵政省の皆さんから指摘さ

○説明員(大山正君) 私結核の専門的な知識は余りございませぬので、或いはお答えするのは適當でないかも知れませんが、適當な機会に又責任のかたから補足してお答えするのが適當かと思ひますが、厚生省といたしましては、御承知のように結核対策を、根本的な撲滅対策といふふうな考えを、総合的な案を従来から練つておつたのであります。が、先般の休会前の国会におきまして、結核予防法の御制定を頂き、又本年度の予算におきましても相當画期的な予算を計上することができました。或いは結核の病床を増す、或いは只今お話になりました医薬

○説明員(大瀧雄雄君) 人事院の健康課長の大瀧でございます。只今のお話におきまして、少しくお答えいたしましたと思ひます。実は先ほどお話のございました公務災害におきまして結核の問題は、大変重大な問題でございます。これが公務になるかならんかという点が、常に職員の利益、不利益に大きな問題になつて来るわけでありま

すから、この点私から強く御要望申し上げます。い／＼休職を承りまして実情がわかりまして、三人のかたに感謝いたします。

○説明員(松岡義秋君) ちよつと附け加えます。今のお話でございますが、我々の所管しております保健関係のことにつきましては職場等の作業の環境に対する健康面から見てスタンダードの、標準的なインストラクション、指令というものは保健康でいろいろ持つておるのであります。所管がいろいろの面で建築その他に関連してある関係上、非常にやりにくい点が多々あるのであります。今後おつしやるようなことにつきましては十分考へて行きたいと思ひます。

○委員(木下源吾君) では御苦労様でした。

○重盛壽治君 厚生省に一つ聞きたい。私は私の立場から率直に言うならば、こういう法案を作るときを契機として、結核亡国と言われ、或いは世界のうちで一番不名誉な名前を持つて……、結核が日本に一番多い。こういう不名誉な姿をこの際一掃する方向に伺わなければならん、これは或いは厚生省、或いは人事院の事務的な埒内では困難な問題かも知れませんが、少くともこういう角度に立つて問題を処理するといふ観点から、私はやらなければならんと思うが、それに最も絶好の機会であらう。而もこの法案が衆議院より参議院先議になつておつて、一つの新しい企画を打立てるべき性格を私は持つて行かなければならんと思へるのですが、そういう点に立つて申し上げたいことは、私どもは今千葉委員或いはその他郵政省の皆さんから指摘さ

○説明員(大山正君) 私結核の専門的な知識は余りございませぬので、或いはお答えするのは適當でないかも知れませんが、適當な機会に又責任のかたから補足してお答えするのが適當かと思ひますが、厚生省といたしましては、御承知のように結核対策を、根本的な撲滅対策といふふうな考えを、総合的な案を従来から練つておつたのであります。が、先般の休会前の国会におきまして、結核予防法の御制定を頂き、又本年度の予算におきましても相當画期的な予算を計上することができました。或いは結核の病床を増す、或いは只今お話になりました医薬

○説明員(大瀧雄雄君) 人事院の健康課長の大瀧でございます。只今のお話におきまして、少しくお答えいたしましたと思ひます。実は先ほどお話のございました公務災害におきまして結核の問題は、大変重大な問題でございます。これが公務になるかならんかという点が、常に職員の利益、不利益に大きな問題になつて来るわけでありま

が順序でございますが、補償法が先に
出て今のような御質問のあることは誠
にこれは当然なことと、これは何とか
して我々はならぬ方向に早く行かなけ
ればならぬと存するのでございます。
従いましてこの健康について、先ず昨
年の十月十六日に健康診断の規則が出
ました。本年の四月五日にその規則が
出たのでございます。その規則の中に
は結核と、この職業から来る疾病とい
うものを最も重点的に取扱ひまして、
この規則が本年度から動き出したので
ございます。これによりまして、結核
は勿論結核予防法の線に沿ひまして十
分な調べをし、その措置を講ずる。そ
れから又、この有害業務が多々ござい
まして、これは基準法に掲げてあるも
のと同じものが公務員法の中にもござ
います。そこで私どものほうでは
この有害業務を指定をいたすことにい
たしまして、その有害業務に携わつて
おる者は定期的に、普通の定期健康診
断以外に、その者については健康診断
をいたして、その有害業務から災害の
起るといふことを早く発見をいたし
て、そうして早くその措置をとるとい
うことをやるようにいたしてございま
す。先ほど来、お話のございますいろ
いろな結核の濃厚な感染を受くべき職
場、結核菌ではないけれども、職場
としては非常に身体に有害なものとい
うのでございます。この身体に有害な
ものと申ししても、或いは化学的な
薬品により、或いは塵埃によるという
ようなものもございまして、先ほどお
話のような深夜業というようなものか
ら来る生理的な人体に及ぼす影響とい
うものもございまして、そういうものを
全部一括いたしまして有害業務と我々

は言っておりますが、その者は定期健
康診断以外に頻りに定期的に診断をい
たすようにしております。それであり
ますからその記録は常に残るわけでご
ざいますので、その有害業務に従つて
おります職員の中で、若しその有害業
務そのものから来る、例えば水銀であ
るとか、エックス光線であるとか、そ
ういふことから来る病気が当然あり
ますが、それから来る結核というもの
が若し出ますれば、それは定期的にな
つて見ておりますものから当然その記
録がございまして、これが公務であ
るかどうかという判定は案になるわけ
でございます。でありますから普通事
務官庁で事務員が結核になつたとい
うことになりまして、それが予算のため
かどうかというような問題にこれは一
番むずかしいことになりまして、結核
病棟におる者が結核になるといふこと
は公務としてはこれは問題の認定が案
であります。

その次はこの有害業務全体のうち、
この中で記録が十分とつてございま
すから、これは公務災害と結び合ひを付
けようといふことで、今度の補償問題
と結び付けて、この規則に副つてやり
ます有害業務の認定と結び付けてい
ます。これは私としては公務災害補償
よりもむしろ一歩進んだ行き方で、常
常的健康診断と、この公務員の災害補
償問題と結び付けた行き方で行きた
い、こう存じておられます、只今のこ
の法律が通りますれば、その規則にこ
れと関連して附け加えて行きたい。こ
ういふ考えでおります。それからこれはこ
の問題でございますが、今のお話のこ
うございました国としての公務員に対する
健康問題、これは非常に重大でございま

して、これは御承知のように昭和十九
年に政府職員の結核対策要綱等に出て
おりまして、それはもうすでに古いも
のでございまして、今度は是非それに
代るべき、何も結核に限らなくても、
健康問題全体に関しまして、もつと
広汎に考えて行きたいということが、
人事院の首脳部の間にも話がございま
して、これは早く一案を出して皆さんが
たの又御審議を得たいと、こう存じて
おります。その節は又よろしくお願い
いたしたいと思ひます。

○千葉信君 只今のお話非常に心強く
承りました。遺憾ながら従来法の
案審議の過程の中では、只今のような
御意見が実ははつきりしなかつたわけ
であります。従つて私どもこの際そう
いふ考え方が、只今の御答弁のよう
な考え方が人事院のこの公務災害にお
ける結核に対する考え方というふう
に私も確認いたしまして、今日はこのく
らいにして散会願ひたいと思ひます。

○重盛壽治君 今のことで、大体千葉
さんの言われたように、私も大分お考
えが進んでおることは非常に喜ぶので
あります。先ほど申し上げましたよ
うに今の医学の關係、薬の關係、それ
からあなたの言われたようにかかつて
からどうするかといふことよりも、か
からないようにするといふことが先決
でありますので、そういう方向付けを
するといふことのために、結核をこ
の「疾病」といふ中に織り込んで行く
といふ、この角度にどうしても立つて行
かなければならぬし、それから逆な言
ひ方をすれば、今の実情ですれば、例
えば結核病棟に關係しておる者で究
気による媒介伝染ぐらゐるものは、これ

は公務災害と認めておるけれども、実
際に三年も五年もたつて……、厚生省
に入つてから或いは電通省に入つてか
ら三年も五年もたつて、非常に努力し
た結果、これから一家が何とかなろう
といふときに結核になつたといふのが
非常に多いわけでありまして、それはお
おむね過労から来るといふことが言わ
れておるわけです。そういうものを本
当にやはり公務災害的に扱つて、今の
形と全く逆に、極めて幅の狭い埒内
で、不衛生その他のことによつて結核にな
つたといふようなものは考慮の余地が
あるが、そうでないものは三年は必ず
しも基準ではありませんが、一応三年
なら三年に基準を置いて、それ以外の
ものは結核になつても、これは公務災
害であるといふようなところまで一つ
発展して、疾病であるといふことに解決
しているならば私は結構だと思ひます
が、そうでなく従来感覚のお答え
の埒内のものであるならば了承できな
い。それからもう一つ人事院のほうに
お聞きしたいが、厚生省とはまだ相
談しなかつたといふのであります。が、
私のほうの關係であつたと思ひます
が、三月の二十日には私は丁度出られ
なかつたのですが、参考人を呼んで
いろ／＼意見を徴した。その参考人を
呼んで意見を聴いた中には、何かこの
法律の中へ取入れて改革しなければなら
ないといふようなものを感じたことが
あつたかなかつたか、乃至はこれは卒
直に直さなければならぬだろうといふ
ようなものを感じられたかどうか、そ
れを一つ人事院のほうから……。

○説明員 堀込惣次郎君 この前の参
考人の御意見を伺ひまして、我々のほう
では検討いたしました。現在のところ
ろは原案でよろしかろうという結論に
なつておりました。修正する意思は現
在のところございませぬ。

○政府委員(瀧本忠男君) 只今の意見
でございますが、我々災害補償法の問
題につきましては、只今御討議がござい
ました結核対策の問題、この問題は非
常に大切な問題であらうといふふう
に思つておるのです。併し現在の災害補
償法案の建前が、労働省でやつてお
ります労働者災害補償保険法、これとパ
ランスを取るといふことで全部来てお
りますので、この問題はやはりこれだ
けよりしうがない。併しながらこの
機会に若し結核対策等についても十二
分に考慮して行くといふような解決で
も若しして頂けるならば、我々の作業
も只今健康課長から申上げましたよ
うな方向で進んでおりますけれども、な
お一層効果を奏するのではないかと
いふうに我々は考えております。

○重盛壽治君 これは悪口を言うわけ
ではありませんが、人事院のやつてお
るのとは少し事務的に壁を越えて
おりはしないか。この重大な今言ふ結
核の問題は、卒直に労働省を厚生省と
十分に話し合ひをして、それからこれ
どう扱つて行くか、この際こういう法
律を作り、政治的に結核の撲滅を期す
るという方向付けを一つ新しく打ち
出そうじやないかといふ形でやつて頂
きたいし、先ほど聴いておると、千葉
さんの意見に対して民間に做わなけれ
ばならぬ、民間を指導する立場に立つ
て作らなければならぬものが、民間
よりも低くなつたから作らなければなら
ぬといふような感覚でやりになつ
たのでは、私は非常に不満である。そ
ういふ意味合ひから言つて、人事院が

認定をするという場合、これはどうしても實際災害をこうむつたほうの代表をやはり入れるという感覚に立つて、その点だけはどうしてもこれは変えてもらわなければならぬ問題であると思います。

それから事務的な話ですが、先ほどやはり千葉さんの説明の中にベース改訂の場合はそれを引上げて、例えば、三年前に病氣になつて、いよく最後の打切りで補償するといふときにベース改訂があつたとすれば、それは引上げをするんだ、こういうことを言われておつたが、その通りでいいですね……併しその間に、例えばこの法律がきまると官吏だけでなくて、一般官吏も当然適用される。公吏の場合で言へば、三年なら三年は進級停止である、その停止になつた期間の進級をやはりやつた上にベース・アップをするのかどううか、その点をお聞きしたい。

○説明員(堀込惣次郎君) 只今の点ですが、その間に昇給しておりますが、併しそれが問題になると思ひますが、併し休んで昇給されていなければ、それを強いて昇給をさせるというようなことは考へておりません。これは現に支拂われた給與をつかんでおるのがこの法律の建前になつておりますので、それはむしろかしこいんじゃないかと考へております。

○重盛壽治君 私の言いたところはそこです。其進法があつても、その基準法に準じなければならぬとか、労働省で結核の問題をどういうふうにつけておる、厚生省でどういうふうにつけておるの、というなら、この事務的な事項を羅列したに過ぎないということになる。そういう形で今言うよう

な点もそれを公務災害として取扱うならやはり公務災害として、そうしてそのときに給與のベース・アップをしてやつて支拂つてやるということを確認してもらいたい。それから結核に對しては私が先ほど来申上げたように、ただ書き方において公務障害を除くという程度で、今は逆に殆んど全部の結核は公務疾病でやるという方向付けに、又は疾病にかつたという解釈はそういう解釈を持つということにやつてもらへば大體御賛成がでるのではないかと思います。

それからもう一つは先ほどの、これはかなり困難なことであると思ひますがけれども、實際には専門家のあなたがたがおられるというならば、本當に認定する場合には實際に被害をこうむつたところの上長なり或いは課長なり、そこに労働組合があるならば委員長なりが参画して認定をして行くというところが最も正しいことじゃないか、そういう機構にして頂きたい。それからもう一つはこの第十四條に「職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わないことができない」ということが書いてあるが、いずれもが怪我をしようとした「重大な過失」ということはどういふことを指すか知らんが、自分みずから過失によつてというやうなことでどういふ負傷をするかと思ひます。この條文は要らぬと思ひます。この十四條はどうなんですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 十四條の重大過失の問題は、法案といひましては労働基準法に合せてありますが、その運用といひましてはどういふふう

にでもできるわけでございます。我々のほうとしましては余りこの條文が適用されるやうなことは殆んどないだらうと考へております。併し特に禁止してあることをあえて故意に、むしろ故意という程度のものについてあれを考へるといふふうにしております。

○重盛壽治君 自分の、みずからの体を故意に怪我をするといふのは、少くとも公務員、官吏に関する限りは一人ものないと思ひます。そういう見解の上に立つならばなお更不名誉極まる條文であると思ひますので削除すべきだと考へます。従つてどうしてもこれを入れなければならぬと考へるなら、先ほど千葉委員が指摘したところの、若し實際に職員が過失でなく公務災害に會つた場合に、その災害の責任を履行しなかつた場合は如何なる処置を取るかといふことを別に打出すならば、こういうものも入れておいて結構であるかも知れんけれども、そのほかを入れるに、こういうものを入れるといふことは、これはやはり今の言葉で言へばいわゆる非民主的な解釈になると考へるわけです。これを削除することを私は提案します。

〔賛成と稱ふ者あり〕
○説明員(堀込惣次郎君) 今のことでありますが、今の條文はむしろ職員に安全性的な見地を警告する意味の役目は相當であると考へております。
〔重盛壽治君〕それは詭弁といふものです。そういうことはお聞きしなくてもわかつておる」と述べ

○委員長(木下源吾君) 散会の動議が出ておりますが、散会して御異議ありませんか。

〔異議あり〕「異議なし」と稱ふ者あり

○委員長(木下源吾君) ではどうでしょう、午後には続行することにいたしますか。

○千葉信君 散会、今日はこれくらいで……委員長、動議を出します。

○委員長(木下源吾君) 散会の動議が出て成立しておりますが……

〔いいでしょう、明日で〕と稱ふ者あり

○委員長(木下源吾君) 休憩をして御相談しますか。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(木下源吾君) 速記を始め

て。では午後二時半からやることにして一応休憩いたします。
午後零時三十四分休憩

午後五時三十二分開会
○委員長(木下源吾君) では休憩前に引続いて會議を開きます。

國家公務員災害補償法案に関する質疑を続行いたします。先ほど重盛委員からの要求にありました官房長官は、この問題に對しては人事院に任せてあるから、自分が出る必要はなからうといふ回答が來てゐるわけでありまして、これは甚ださうも不満です。併しなから先ほど來いらくお話のある通り、やはりこれは進行させなければ、委員會としての責任もあるのですから、質疑を続行したいと思ひます。

○千葉信君 官房長官の出席する、しないの問題は、委員長は簡単に片付けられたやうですが、私の知つておる限りでは、午前中の委員會で重盛委員から、非常に重要な問題であるからどう

しても官房長官の出席を要求して、質疑をする必要があるといふことをはつきり申出で、そして休憩に至る以前に官房長官を招致するといふことが委員會として確認されております。ところが今、懇談会の懇談の席上で私の耳にしたところによりますと、官房長官は人事委員會に出席する意思を持たない。これは代理のかたが言われたそうですが、官房長官は直接に災害補償法には無関係であるから出席する必要がないといふことを言われて、欠席されたといふことでございます。どういふ理由で災害補償法と官房長官の所管とが一切無関係であるといふ見解をとつておられるのか、その点も明らかにしてもらわなければならぬといふことと、もう一つは、出席要求があるにかかわらず、理由の不明な、そういう理由で以て拒否されたといふことに對しては、我々としては到底承服できないのです。従つて委員長から、委員長の責任において直ちに官房長官の出席を要求されて、その諾否なり、若しくはその出席を待つて質疑を続行することにしたいと思ひます。以上私は動議を提出いたします。

○委員長(木下源吾君) 只今の問題は、委員長が簡単に片付けたのではなく、そのまゝを御報告申上げたので、別に意見等を加えたわけではない。従つてあなたの意見に皆さん御賛成があれば、それでやろう、こういうことになりまして。

○加藤武徳君 千葉君から只今動議が出たやうであります。直接岡崎官房長官に面接しての出席要求ではなく、間接の出席要求であつたやうに私も理解をしておるのですが、人の口か

ら口に伝えられたために若干誤つてお
る点があるという工合に私は了解をす
るのです。官房長官が、この災害補償
法がおれに全然関係のない法律だとい
うような見解を持つておるとは到底考
えられないのですし、それから仮に何
らかの事故で出席できなかったとして
も、より一層この法案について勉強し
ておる他の政府委員が出席しておるの
で、今日は差支えするというような何
かの事故があつたかも知らんが、仮にそ
ういふ事故があつたとしても、官房長
官としては、この法案がおれには関係
がないから出席しないのだというよう
な気持は毛頭なかつた、こういうふう
に僕は了解するのであつて、一応は官
房長官は事故で出席できなかったのだ
という工合に一つお互いは了解して、
この問題はこの程度に一つとどめて頂
きたい、こういう工合に考えます。

○千葉信君 加藤委員、私が幾ら話し
ても誤解されておるようですが、私は
官房長官が言われたというお話を聞い
て、そつくりそのまゝを信用してお
るわけではありません。従つて私はそ
ういふ答弁をされたかどうか、それか
ら又どうして答弁をされるに至つたか
ということ、委員長から確かめても
らいたい、このことを私は申し上げて
おるわけでは、それからもう一つの問
題は、この法案に關してより以上の該
博な知識を持つておる政府委員がいる
から差支えないのじやないかと言われ
ましたが、遺憾ながら加藤委員は、午
前中甚だ不勉強で出席されませんの
で、なぜ重盛委員が出席を要求され
たかということをお聞きしないだろ
う。重盛委員が官房長官の出席を要
求されたのは、この法案に對する該博な

知識を官房長官から吸収するために招
致したのじやないのです。この法律実
施に伴ういろいろな案件について、政
府の決意なり、政府の方針なりにつ
いて、もう少し明確にする必要がどう
してもあるという立場から、官房長官の
出席を要求されておる、従つてそう
いふ点については、たとえ人事院のこ
の問題に關する権威者が幾ら並んでお
られても、人事院だけでは答弁できな
い部分について重盛委員は出席を要求
されておる。そういう点で私は重盛委員の
出席要求を尊重すべきだと思ふ。そう
いふ立場から私はどうしてもこの際官
房長官の出席を要求せざるを得ない
という結論になります。その点御了解願
いたいと思ひます。

○加藤武徳君 千葉委員のそういう発
言がありますけれども、官房長官は何
か差支があつたのですし、出られれば
勿論出たはずですから、さつき私から
お願いをしたように、この問題は一つ
この程度で見送つて頂きたい、こう
いふ工合に考えます。特に出席要求をな
された重盛委員に私からお願ひ申し上げ
ます。

○委員長(木下源吾君) 速記をとめ
て……。

〔速記中止〕

○委員長(木下源吾君) 速記を始め
て。では暫時休憩いたします。
午後五時四十四分休憩

午後六時二分開會
○委員長(木下源吾君) 休憩前に引続
いて委員会を開きます。

只今官房長官、或いは又副官房長官
に出席を要請いたしました、事故の

ために出られん、こういう回答であり
ます。

○千葉信君 折角重盛委員が官房長官
の出席を要求されておるのですから、
今日はどうしてもそういう事情で、も
う時間が時間ですから散會して、明日
更に午前十時から本會議の關係もあり
ましようけれども、できるだけ早く法
案を審議するということにして、明日
午前十時から委員会を開くことにし
て、散會したら如何です。

〔異議ありと呼ぶ者あり〕

○加藤武徳君 この午前中の重盛委員
の官房長官の出席要求に對しまして、
官房長官の出席がないということは、併
しもう今日しようとしてもこれはでき
ないわけでありまして、で重盛委員の
問題、この結核等に関する発言につ
きましては、私も同意見であることは先
ほど申上げた通りなのであります。で、
で、この委員会に新恩給法の制定
やその他が付託されておりますので、
諸議等を審議する機会も今後たび々
あるだろうというのを予想されます
ので、その機会に官房長官の出席を求
めて、そして重盛委員の御発言等に
つきましての内容、そういうことにつ
いて更に検討を加える機会を持ちたい
と思ひますので、今日は官房長官の
出席についてはこの程度で一つ打切つ
て頂いて、更に本委員会に付託されて
おります国家公務員災害補償法案であ
ります、もうすでに三カ月に亘つ
て審議を重ねておるのであります、ま
さに、文字通り慎重審議が行われた
ものと我々は判断をいたしておるの
でありますので、この程度で質疑を打ち
切る動議を私は提出いたします。

〔反対と呼ぶ者あり〕

○千葉信君 今の加藤君の言われてお
る意味の立場もわからないわけじやあ
りませんけれども、併し先ほどから何
回も繰返して言つておるやうに、委員
会としては午前中に官房長官を委員会
に招致するということは一応確認され
ておる問題ですから、それを官房長官
が事故のために出席できないというこ
とであれば、委員会としては出席がで
きなればそれでそのまゝ、この法
律は出席がないままに片付けてしま
うというやり方をすることは、非常に今
後に悪例を残します。單にこの法案の
審議の問題ばかりでなく、委員会とし
てのそういう悪例を残すということに
ついては、十分これは慎重に考えなけ
ればならない点だろふと思ひますし、
更に又この法律が成るほど今加藤委員
が言われたやうに三カ月、概算では三
カ月ということになるかも知れませ
んけれども、御承知の通りその中は一
カ月の自然休会の期間が入つておるわ
けであります、そして又實際に付
託になりましたからは、三カ月、三カ
月とおつしやいますけれども、まだそ
ういふ實際の数も計算いたしますと、
一カ月と二十日ぐらゐにしか實際とな
つていないのです。而もこの法案の審
議を終了しなければならぬ会期とい
うのは、御承知の通り参議院が先議で
ありますけれどもまだ十日以上の時日
を残してあります。そういう問題から
考へて見ましても折角責任者に対して
質疑をしたいという委員の希望を無視
して官房長官の出席のないままに、法案
の審議を終らうとする態度や動議は、
これはいささか委員会の權威にかけて
もそういう態度は我々お互い同僚議員

としてとるべきではない。そういう立
場から私はやはり官房長官の出席可能
な時期を提えてこの法案の審議の、慎
重審議をすることが当然我々の責務だ
と思ひますから、そういうやうに委員
長のほうで一つお取計らいをお願い
したいと思います。

○加藤武徳君 この法案の慎重な審議
はすでに成るほど自然休会の一カ月を
除きましても二カ月に亘つて行われて
おるわけですし、もうすでに重要な問
題等については審議が盡されておると
いふ具合に私は判断をいたしており
ますし、なお我々が十分関心を持ち又今
後十分審議を遂げなくちやいけない地
域給の問題につきまして、今日正午人
事院から正式に政府並びに国会に勧告
がなされたのであります、聞くところ
によりまして、明日あたり政府にお
いては閣議決定に持つて行き、直ちに
法案を上程しようというやうな運びに
相成つておるやに私は聞いておるので
あります、そういたしますと、明日
から地域給の問題とがつちり取組ま
なければいけないという問題が眼前に横
たわつておりますので、私は先ほど動
議を提出いたしましたこと、この国
家公務員災害補償法案の質疑を打ち切
る動議を重ねて提出いたします。

○委員長(木下源吾君) 只今の御両所
からいろいろお話ありますが、いざ
れも御賛成がないので、そこで先ず第
一番に千葉君の、この今日散會する
ということについてお諮りしますが、散
會に賛成のかたの挙手を願ひます。

〔挙手者少数〕

○委員長(木下源吾君) 少数です。
次に質疑打切りの動議が出ておりま
すが、質疑打切りだけで、これは続行

してやるというのかどうなんでしょうか。その点明瞭でないが。

○加藤武徳君 重ねて私は動議を提出いたしますが、本法案の質疑を打ち切つて直ちに討論採決を行う動議を重ねて提出いたします。

○千葉信君 無茶だ、まだ質疑が残つておるのに……。

○委員長(木下源吾君) 加藤君の動議にはいつでも賛成がなないのです……。

○加藤武徳君 さつき小さい声で賛成と言つたよ。(笑聲)

○千葉信君 いや、それは確認できない。

○委員長(木下源吾君) 加藤君の動議に賛成のかたの挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(木下源吾君) 多数です。それでは質疑を打ち切つて討論に入ることになりました。討論は賛否を明らかにして、それ／＼一つ御意見のおありのかたは討論から始めて下さい。同時に修正意見があつたら討論中に出して下さい。

○加藤武徳君 私は自由党を代表いたしますして本委員会に付託されております国家公務員災害補償法案の附則の一項及び附則の四項を除きまして、その他の條章についての賛意を表するものでございます。なお附則の第一項中「昭和二十六年四月一日」とございますのを昭和二十六年七月一日に改め、附則の第四項を削りまして、附則第五項を附則第四項といたし、以下順次一項ずつ繰り上げます修正案を提出いたしますのでございます。以上簡単に申し上げますが、私の賛成意見並びに修正点につきましての発言といたしたいと思います。

○委員長(木下源吾君) ほかに御意見ありませんか。

○千葉信君 私は本法案に対して反対いたします。反対する主な理由は、この公務員に対する災害補償法案は全く従来の関係法令等の焼直しに過ぎない。その基準等も労働基準法の最低線に押え込まれているという、こういう事実、従つて私ども、公務員諸君がこの立法のために一般労働者よりも遙かに低い水準に法律を以て押え込まれてしまふという状態が生じて来る。そういう状態から言いますと、労働基準法に規定せられた最低の線を遙かに超越して、いろいろ有利な條件を団体交渉とか、争議において勝ち取つていくという情勢があるというのを考えますと、私どもはこの立法において公務員諸君がますます更に窮地に追い込まれて行くという、そういう結論が政府と人事委員会との中間に立つて、公務員諸君の利益を擁護しなければならぬ人事当局の立案であるということに對して、重大なる不満を私は表明せざるを得ないというこの点が反対の理由の一つである。それからもう一つは、従来の災害補償の状態を見ますと、その認定或いは職務能率の規則等の関係から、多くの場合共済に肩替りされているという実情が非常に多いということは、これは当委員会でも喚問いたしました参考人の意見の中にもはつきりと具体的な事実として表明されております。こういう状態に対して、今度の立法はそういう弊害を除去するという方向において殆んど努力の見るべきものがないということ、この点について私は本法案に反対いたします。第三の反対の理由といたしまして

は、従来の委員会の席上における政府委員の答弁によりますと、最も問題になるところの結核の問題に対して、その範囲として考えられておるとまろは、結核病棟等に勤務する職員は当然結核菌の感染を受けるという事実から考へて、これらの諸君に対しては結核罹病の際には公務員災害と認定するけれども、それ以外の場合には我々として包含する考えはない、こういう御答弁がありましたが、一応その問題に對しては本日の委員会において、一歩前進した形において、そういう諸君等の範囲を限定しない。国家公務員の担当されるものを検討中である。従つてその有害職務を担当しておる諸君の結核罹病の際には、人事院としても政府としても公務員災害の範囲の認定について十分考慮するといふ、又その計画があるという御答弁がございましたので、その点は一歩前進いたしましたけれども、併し私どもは公務員災害補償法の問題について一番重点的に当委員会でも明快にしておく必要があると考えます。これらの点について、質疑を今後十分に展開し、又政府のほうからも納得の行くような答弁を期待しております。したところが、因らざるも只今自由党の加藤委員から、無法にも審議打ちりの動議が出て、それが成立してしまつて、公務員諸君がこの問題に関する限り不当なる、不利益なる待遇を将来甘受しなければならぬような情勢が出てしまふなければならぬというふうな状態に陥れられてしまつた状態に對して、私は心から不満を表明せざるを得ない。こういう点からも私は本法案に反対をいたします。なおそのほかにも

いろいろ本案に反対する事項がございますが、詳細の点につきましては、本会議における討論に譲ることといたしまして、以上を以て私の委員会における反対討論といたします。

○重盛壽治君 私もこの法案に對しては反対をいたします。総括的に反対をいたしますけれども、特に二、三の例をとつて見ますならば、只今千葉委員からも明らかにせられたごとく、これが労働基準法との権衡をとることを主眼としておるようでありまして、最低も、労働基準法は先ほど申し上げましたように、これは最低を打出して、最低この程度をやらなければならぬという義務付けをされておるのであります。従つて民間労働者はこれ以上の待遇を受けておるということが明確に言えるのであります。で、基準法とは法律の建前が違つておるといふことは、そういう意味から見ても、ただこれを横視みしておるというだけであつて、實際基準法を上廻るものを作らなければ基準法に定められた最低額ということは言われないのであります。そういう意味合いから行きますと、この案が本當に基準法と釣合いがとれておるものであるといふことは言ひ得ないと、私は考へておるのであります。ところが、先ほど千葉委員が申されました通りに、地方においては団体交渉とか労働協約というもので、この最低は当然の権利として獲得し、おおむね、これ以上の権利を獲得しております。本来官吏は率先垂範するといふ建前からいつても、ただ任務だけが率先垂範するのでなくして、給與の面においても、特に災害補償のような面で国家自体がその基本を作り上げて、非

常に劣悪なる基準法の最低額を十分上廻つたものに打出すのが本来の使命ではないか。こういう見地に立つて、先ず私はこの点を反対しなければならぬ。それからこの法案が新恩給制度の制定を控えて、それまでの暫定的措置であるということが、政府或いは人事院のほうからも言われておりますけれども、そうであるとするならば、實質的に余り條件のよくなるものでもない。こういう制度を拙速に作り上げる必要はないのではないか。制定がなくても結構に今の制度で処理ができるのであります。特に重要な問題は、一旦こういう法律を作つてしまふと、まだ国会にかかつて十分に審議し、十分に改正する余地があるにもかかわらず、わざわざ参考人まで呼んで、これらの参考人の意見にも多分に……、殊更算と睨み合せをせずにも改正できる点は多々あるにもかかわらず、これらを殆んど抹殺しておるというやり方に対して、私は断乎反対をしなければならぬ。先ほども申し上げましたように、参考人の意見の中には、警察官というふうなもの、これは労働組合もなく、団体交渉権もなくして、而も場合によつては兇賊逮捕に臨むに當つて身を挺して向わなければならぬという場合にもかかわらず、こういう問題が災害補償に打ち出されてないといふことになれば、私は甚だ残念に考えるものであります。それから公務員災害補償については負傷、疾病が公務上のものか否かという認定の問題が一番重要なポイントであるにもかかわらず、これについての公正な権威あるところの認定機関が、この法律の中には明確に打ち出されてお

○委員長（木下源吾君） 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

加藤 武徳 大谷 肇潤
西川 甚五郎 小野 哲
伊藤 保平

○重盛壽治君 委員長報告の中に、少数意見であるかも知れませんが、我々の意見を十分に反映させて頂きたいことを希望いたします。

○委員長（木下源吾君） 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後六時三十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
伊藤 保平君
千葉 信君
委員 大谷 肇潤君
西川 甚五郎君
重盛 壽治君
小野 哲君
政府委員 佐藤 朝生君
人事院事務総長 瀧本 忠男君
人事院事務総局給與局長 慶徳 庄意君
人事院事務総局給業局長
事務局側
常任委員会専門員 川島 孝彦君

常任委員会専門員 熊登御堂定君
説明員

入事院事務総局 堀込惣次郎君
給與局補償課長
入事院事務総局 大磯 敏雄君
能率局健康課長
大蔵事務官主計 岸本 晋君
局給與課勤務
厚生大臣官 大山 正君
房人事課長
郵政大臣官房人 田邊 周藏君
事部保健課長
電気通信大臣官房 松岡 義秋君
人事部保健課長

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、島根県江津町の地域給に関する請願(第一四三九号)
- 一、広島県安浦町の地域給に関する請願(第一四四〇号)
- 一、広島県川尻町の地域給に関する請願(第一四四一号)
- 一、三重県鳥羽町の地域給に関する請願(第一四四五号)
- 一、島根県江津町の地域給に関する請願(第一四四六号)
- 一、島根県益田町の地域給に関する請願(第一四四七号)
- 一、福岡県糸島郡の地域給に関する請願(第一四四八号)
- 一、新恩給法制定に関する請願(第一四四九号)(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二号)(第一四六八号)(第一五一七号)(第一五一八号)
- 一、公団職員の退職手当に関する請願(第一四五三号)
- 一、福岡県草野町の地域給に関する請願(第一四六七号)

- 一、広島市の地域給に関する請願(第一四六九号)
- 一、広島県福山市の地域給に関する請願(第一四七〇号)
- 一、岡山県玉島、長尾西町の地域給に関する請願(第一四七一号)
- 一、岡山県総社町の地域給に関する請願(第一四七二号)
- 一、岡山県片上町の地域給に関する請願(第一四七三三三)
- 一、岡山県伊部町の地域給に関する請願(第一四七四号)
- 一、滋賀県長浜市の地域給に関する請願(第一四七五号)
- 一、静岡県御殿場町の地域給に関する請願(第一四七六号)
- 一、静岡県三島市の地域給に関する請願(第一四七七号)
- 一、静岡県修善寺町の地域給に関する請願(第一四七八号)
- 一、静岡県吉原市の地域給に関する請願(第一四七九号)
- 一、静岡県袖師町の地域給に関する請願(第一四八〇号)
- 一、静岡県浜松市の地域給に関する請願(第一四八一号)
- 一、佐賀県に地域給に関する請願(第一四八二号)
- 一、福岡県の地域給に関する請願(第一四八三三三)
- 一、福岡県飯塚市の地域給に関する請願(第一四八四号)
- 一、福岡県早良郡の地域給に関する請願(第一四八五号)
- 一、福岡県甘木町の地域給に関する請願(第一四八六号)
- 一、福岡県京都郡の地域給に関する請願(第一四八七号)

- 一、福岡県築城、八津田西村の地域給に関する請願(第一四八八号)
- 一、福岡県山口村の地域給に関する請願(第一四八九号)
- 一、福岡県上津荒木村外四箇村の地域給に関する請願(第一四九〇号)
- 一、山口県右田村の地域給に関する請願(第一四九一号)
- 一、山口県下関市の地域給に関する請願(第一四九二二二)
- 一、山口県東岐波村の地域給に関する請願(第一四九三三三)
- 一、山口県萩市の地域給に関する請願(第一四九四号)
- 一、山口県和木村の地域給に関する請願(第一四九五五五)
- 一、長崎県有川町の地域給に関する請願(第一四九六六六)
- 一、長崎県南松浦郡の地域給に関する請願(第一四九七七七)
- 一、長崎県富江町の地域給に関する請願(第一四九八八八)
- 一、鹿児島県串木野市の地域給に関する請願(第一四九九九九)
- 一、高知県伊野町の地域給に関する請願(第一五〇〇〇〇)
- 一、大分県臼杵市の地域給に関する請願(第一五一一三三)
- 一、岡山県倉敷市の地域給に関する請願(第一五一一四四)
- 一、佐賀県伊万里町の地域給に関する請願(第一五一一九号)
- 一、岡山県西大寺町の地域給に関する陳情(第二九七七号)

第一四三九号 昭和二十六年三月十七日受理
島根県江津町の地域給に関する請願

請願者 島根県那賀郡江津町郷田全官公庁協議会内坂本克己外二百六十三名

紹介議員 木下源吾君

朝鮮動乱による特需景気は、都市より次第に地方におよび、地方における公務員の生活は、物価の安定を欠いている。しかるに今次の地域給改訂により、島根県江津町の地域給は撤廃される運命にあるが、山陰地方の非生産地である同町に在勤する公務員の生活は、以前に勝る困窮を加えていっているから、同町の地域給を現行通り維持せられたいとの請願。

第一四四〇号 昭和二十六年三月十七日受理
広島県安浦町の地域給に関する請願

請願者 広島県賀茂郡安浦町長 柳谷繁男外十九名

紹介議員 楠瀬常猪君 仕田竹一君

広島県安浦町は、呉市と近接しているため、町民の就労その他一般日常生活の面において最も密接な関係を有し、中でも物価は呉市の影響を受け物によつてはかえつて同市より高価を示す実情にあるから、今回の地域給改訂に当つては当町を三級地に指定せられたいとの請願。

第一四四一号 昭和二十六年三月十七日受理
広島県川尻町の地域給に関する請願

請願者 広島県賀茂郡川尻町長 田丸重喜外六名

紹介議員 楠瀬常猪君 仁田竹一君

広島県川尻町は、地理的關係上農耕地が極めて狭少であり、また主要な産業としては木造船、毛筆、ヤスリ、漁網、ハケ等の家内工業が盛んであるが、主食を始め日用品等の生活必需品の生産はほとんどなく、従つてこれらの物資は遠く広島、呉、三原、尾道、四国の諸都市よりの移入に依存し、加うるに観光客の来住繁く、生計費は他都市より上回つていいる実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を呉市と同率級地に指定せられたいとの請願。

第一四四五号 昭和二十六年三月十九日受理
三重県鳥羽町の地域給に関する請願

請願者 三重県志摩郡鳥羽町一七二五全官公庁連絡協議会内 北出春秋外二百十三名

紹介議員 前田穰君

三重県鳥羽町は、県内有数の物価高を示し、しかも生活必需品は毎日に高騰しているため、公務員の生活に困窮の度を加え、さらに今次の地域給五分引下げは家計を一層窮地に陥れているから、従前通り当町を一割支給地とせられたいとの請願。

第一四四六号 昭和二十六年三月十九日受理
島根県江津町の地域給に関する請願

請願者 島根県那賀郡江津町全官公庁協議会内 坂本克己外二百六十名

紹介議員 片岡文重君 伊達源一郎君

島根県江津町は、今次の給與ベース改訂に伴い地域給が撤廃されたが、近時朝鮮動乱の影響を受けて物価は高騰

の高値を示している実情であるから、今回の地域給改訂に当つては両町を一割五分支給地に指定せられたいとの請願。

第一四七二号 昭和二十六年三月二十日受理

岡山県総社町の地域給に関する請願

請願者 岡山県吉備郡総社町大字総社四一八ノ一級地引上対策委員会内 浅沼登丸

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

総社町は、岡山、倉敷両市に接近する消費地で特に繊維製品、野菜類、魚か

い類、肉類、日用雑貨等の価格は、県下主要都市を上回る実状である。従つて在町民間企業の給與もこの実態に即して支給されており、官公庁職員の給與とは非常な相違を示している現状であるから、今回の級地改訂に当つては、本町の特殊性を考慮して、妥当なる勤務地手当を支給せられたいとの請願。

第一四七三号 昭和二十六年三月二十日受理

岡山県片上町の地域給に関する請願

請願者 岡山県和気郡片上町長 林弘平外十四名

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

岡山県片上町は、政治的にも経済的にも隣接伊部町と一体の條付にあるため、本年四月より伊部町と合併の予定にあり、一方当町片上港は、当地方唯一の良港として発展の途上にある等、

海陸交通の便に恵まれ、また近年工業都として活況を呈しているから、当町の特殊事情を検討の上、当町を伊部町

同級の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一四七四号 昭和二十六年三月二十日受理

岡山県伊部町の地域給に関する請願

請願者 岡山県和気郡伊部町長 形山鹿太郎外四名

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

岡山県伊部町は、諸物資を岡山市ならびに西大寺町方面より移入しているため、物価は県下いづれの地域よりも高率であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を支給地に指定せられたいとの請願。

第一四七五号 昭和二十六年三月二十日受理

滋賀県長浜市の地域給に関する請願

請願者 滋賀県長浜市立長浜小学校内教職員組合長 支部内 高田啓三外二百八十三名

紹介議員 木下源吾君

滋賀県長浜市は、京都、大阪の両大都市に近い関係と近府県屈指の繊維工業地であるため、同工業界の好景気はやがて市内の物価を高くし、従つて生計費がかさみ市内所在官公庁職員の生活は窮乏しているから、今回の地域給改訂に当つては、当市の現行支給率百分の五を確保せられたいとの請願。

第一四七六号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県御殿場町の地域給に関する請願

請願者 静岡県駿東郡御殿場町長 勝田博

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

静岡県御殿場町の生活費の実態は、総理府統計局の指定により行われは昭和二十五年五月一箇月間特別消費費者価格調査の統計が示すように給與生活者は文字通りの困難を極めてゐるから、今回の地域給改訂に当つては当町の従来支給率を確保せられたいとの請願。

第一四七七号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県三島市の地域給に関する請願

請願者 静岡県三島市長 朝日 原作

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

三島市は四囲に観光遊覽の温泉地帯を控えている関係と近年日本大学、静岡大学教育学部、運輸省鉄道教習所、田方教育事務所等の新設に伴う学生生徒の受入れ、加うるに非戦災地であるために戦災者、引揚者等の転入もあつて人口が激増し、物資の消費量もともに増大して物価は甲地域都市をむしろ上回る実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当市の従来支給率を確保せられたいとの請願。

第一四七八号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県修善寺町の地域給に関する請願

請願者 静岡県田方郡修善寺町長 大城貢

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

静岡県修善寺町は、伊豆半島の中心にある温泉観光地であるため、外来の遊覽客の消費は勢い当町の閑物価の高騰を招来し、現在当町における

生活物資のほとんどすべてが熱海市、伊東市等の温泉地と同格の実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を甲地に指定せられたいとの請願。

第一四七九号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県吉原市の地域給に関する請願

請願者 静岡県吉原市長 鈴木 清一

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

昭和二十四年五月施行のC・P・Sによると、静岡県吉原市の物価指数は東京一〇〇に對し九四・七となつており、昭和二十五年五月のC・P・Sによれば、九〇・二と、いづれも全国平均より高く、また県下各市との比較においては伊東、熱海の両市を除いて県下最高を示しているから、富士郡下における産業、文化、政治の中心地である吉原市の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一四八〇号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県袖師町の地域給に関する請願

請願者 静岡県庵原郡袖師町長 鈴木脩治

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

静岡県袖師町は静岡市、清水市に隣接し、給料生活者の大部分は両市からの移住または通勤者であるため、その生活状態および文化的施設等すべて両市と何等異なることがない実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を静岡、清水両市と同率に指定せられたいとの請願。

第一四八一号 昭和二十六年三月二十日受理

静岡県浜松市の地域給に関する請願

請願者 静岡県浜松市長 坂田 啓造

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

静岡県浜松市は、遠州地方における中心都市としてまた商工業都市としても発展しその金融状況も活潑であつて、これに伴う物価もまた大都市としては他に比して高く県下一、二位の物価高にあるから、今回の地域給改訂に当つては当市の実情に即した級地に指定せられたいとの請願。

第一四八二号 昭和二十六年三月二十日受理

佐賀県の地域給に関する請願

請願者 佐賀県知事 沖森源一

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

佐賀県は、地理的に福岡、長崎両県と密接な關係を有し、諸物価の面においてもこれら両県の都市の影響を受けることが多く、また本県は食糧以外の生活物資をほとんど他県に依存しているため衣料その他の生活必需品は、都会地よりも高値であり、ことに朝鮮動乱後はさらにこれらの物価に影響を與えているから、今回の地域給改訂に当つては当県の実情を充分考慮した地域給を支給せられたいとの請願。

第一四八三号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県の地域給に関する請願

請願者 福岡県知事 杉本勝次

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

吉田法晴君

福岡県は、わが国屈指の石炭産出県であるため、常住人口の増大は年々十五万に及び逐年累増の傾向にあるが、住民の生活に必要な日常生活物資の殆んどを関東、関西方面からの移入に依存しているため、これら物資に対する運賃あるいはマージン等が二次的、三次的に加重されて物価高を招来している上に、朝鮮動乱の直接影響を受けてこの傾向は一層強まり、最近における経済調査庁物価指数及び日本商工会議所調査による物価指数はいずれも東京都より上回っている現状であるから、今回の級地改訂に当つては、本県の特異性を考慮して特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四八四号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県飯塚市の地域給に関する請願

請願者

福岡県飯塚市飯塚駅内全官公署地域対策協議会内 小野守一 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

飯塚市は、炭都として市勢は逐年上りしているが、最近における特需景気と戦乱の影響によつて諸物価がいちじるしく騰貴したため、諸給與に恵まれない本市在勤公務員の生活を困窮させているから、今回の級地改訂に当つては、本市を北九州地区と同格に引上げられたいとの請願。

第一四八五号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県早良郡の地域給に関する請願

請願者 福岡県早良郡金武村北中学校内早良郡地区引揚委員会内 藤進外一

名 紹介議員 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

福岡県早良郡は福岡市に隣接し文化、経済、交通等は同市と密接な関係にあり、ことに日用品のすべては同市から移入されているため物価はかえつて高位にある。しかし地域給に差があるため人事交流等に困難を生じ当郡の行政上一大危機に直面しているから、今回の地域給改訂に当つては当郡を福岡市と同率の地域給支給地にせられたいとの請願。

第一四八六号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県甘木町の地域給に関する請願

請願者

福岡県朝倉郡甘木町井口久七郎 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

福岡県甘木町は、消費人口ならびに交通量よりして常時物価は久留米市と同等であるから、当町の地域給を最低二級地に指定せられたいとの請願。

第一四八七号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県京都郡の地域給に関する請願

請願者

福岡県行橋町福岡県京都郡地方事務所内福岡県京都郡地域給対策協議会内 安部譲治外三十八名 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

紹介議員

福岡県京都郡は、工業的都市北九州に隣接し、経済的條件および交通条件等密接不離の關係にあり、ことに生活必需品日用品等はすべて京、阪、神との取引の外に北九州に依存しているため、

物価水準は北九州各市と何等変らないばかりかむしろ高価な実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当郡と北九州および筑豊との地域給の均衡を図られたいとの請願。

第一四八八号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県築城、八津田両村の地域給に関する請願

請願者

福岡県築上郡築城村福岡県築上郡地域給対策協議会内 清田藤吾外十名 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

紹介議員

福岡県築城、八津田両村は、工業都市北九州に近接している關係上あらゆる点において五市の影響を受け、物価はむしろこれら五市より高価であり、ことに朝鮮動乱後元海軍航空隊跡が米軍に再使用され、これに伴い米軍の進駐、日本人労働者の移住等により日々一般生活物資は高騰しつつある実情であるから、今回の地域給改訂に当つては両村の実情を考慮した地域給率に指定せられたいとの請願。

第一四八九号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県山口村の地域給に関する請願

請願者

福岡県鞍手郡山口村長松尾連入 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

紹介議員

山口村の地域給は、従来乙地区の指定を受けていたところ、今般県当局のすめによつて、四月一日より隣接の若宮町および中村と合併することになったが、若宮町および中村は現在甲地区

であり、このままでは合併後も同一町内で地域給に差別が生じ、自治上の阻害となるから、本村を甲地区に引き上げ、全町同一の取扱をせられたいとの請願。

第一四九〇号 昭和二十六年三月二十日受理

福岡県上津荒木村外四箇村の地域給に関する請願

請願者

福岡県三井郡山川村築水高校内久留米市隣接五箇村地域給対策協議会内 大隅巖 木下源吾君 重盛壽治 君 吉田法晴君

紹介議員

福岡県上津、荒木、高良内、山川、合川、宮の陣の各村は、久留米府に隣接し、一般消費生活の実態においても同市と何等異なるところがないにもかかわらず、地域給に差があるため、公務員および教員の確保に困難を生じている実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当上津、荒木村外四箇村の地域給を久留米府と同等に指定せられたいとの請願。

第一四九一号 昭和二十六年三月二十日受理

山口県右田村の地域給に関する請願

請願者

山口県佐波郡右田村長 村田繁樹 木下源吾君 重盛壽治 君

紹介議員

山口県右田村は、瀬戸内海沿岸における中核的商工都市防府市に隣接する郊外住宅地区であつて、その経済的、社会的立地條件は先年同市に合併編入された西之浦、華城、牟礼地区と全くその都市的性格の立地条件を等しくする

実情にあるにもかかわらず、地域給の支給がないため人事交流等に困難をきたしているから、今回の地域給改訂に当つては当村に地域給を支給せられたいとの請願。

第一四九二号 昭和二十六年三月二十日受理

山口県下関市の地域給に関する請願

請願者

山口県下関市西細江町、国鉄労組下関支部内下関地区全官公労組協議会内 中司誠外三名 木下源吾君 重盛壽治 君

紹介議員

山口県下関市は、本州南端に位し、対岸の北九州五市にはすべての面において密接不離の關係にあり、ことに物価高においては何等異なるところがないにもかかわらず、地域給に差があることは不合理であるから、今回の地域給改訂に当つては従来の不合理を是正し、当市の実情に即した支給率を決定せられたいとの請願。

第一四九三号 昭和二十六年三月二十日受理

山口県東岐波村の地域給に関する請願

請願者

山口県吉敷郡東岐波村全官公庁協議会内 三好茂吉 木下源吾君 重盛壽治 君

紹介議員

山口県東岐波村は、県内で物価の最も高い鉱工都市宇部市に隣接し、公務員を除く給料勤務者の大部分は宇部市の工業關係に通動しているが、給與の点において両者の間にいちじるしい差があり、公務員の生活に多大の不安を與

えているから、経済事情を宇部市と同じくする同村の地域給について格別の考慮を拂われないとの請願。

第一四九四号 昭和二十六年三月二十日受理

山口県萩市の地域給に関する請願

請願者 山口県萩市長 安村正人

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

新地域給支給率決定基準によれば、山口県萩市の地域給支給率は、従来の一割と撤廃の運命にあるが、さきに行われたC・P・Sは、当市の実情に即さない不合理なものであり、また最近の下関市と当市の物価比較によれば、当市が下関をしのいでいる状態であるから、今次の地域給改訂に際しては、当市の支給率を一割五分に指定せられたいとの請願。

第一四九五号 昭和二十六年三月二十日受理

山口県和木村の地域給に関する請願

請願者 山口県玖珂郡和木村 長 善岡宮治外三名

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

山口県和木村は、従来日本紙業および興亜石油の二大会社工場があり、また戦時中の陸軍燃料しゅう油および海兵団射撃場の設置によつて、農地の三分の二を失つたため、農村としてよりも都市としての色彩が強く、一方主食を始め生活物資の大部分を他地方より移入しているため、物価は極めて高い。また隣接岩国市および大竹町の地域給は乙地に指定されており、その中間にある当村が丙地となつてゐるた

め、当村の行政、教育両面に多大の支障をおよぼしているから、この際当地を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一四九六号 昭和二十六年三月二十日受理

長崎県有川町の地域給に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡有川町 役場内地域給昇格推進本部内 高尾博

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

長崎県有川町は、五島列島中の上五島の中央に位し、農業と漁業を生業とする村であるが、耕地がせまいため生産物は需要の十二パーセントにすぎず、不足分を九州各地から移入しているが、運賃の関係から、当地の物価は現在甲地である長崎佐世保の両市より二ないし三割高い実情にあるから、この際同町の地域給率引上げについて善処せられたいとの請願。

第一四九七号 昭和二十六年三月二十日受理

長崎県南松浦郡の地域給に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡福江町 南松浦支庁内福江町地域給昇格推進本部内 富口一郎外二十六名

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

長崎県南松浦郡は、長崎港を距る五十カイルの五島列島に在るが同港から直航で五時間を要し、一寸時化ると欠航となり、電力事情も極端に悪く文化生活には疎遠い存在である。また主食始め生活物資の一切を佐世保、長崎經由の移入に依存しているため、物価は

運賃と利益が加算されるので伝統的に高価格である。しかるに、従来当地の地域給は丙地に指定されているため、公務員の人事交流等に支障をきたすばかりでなく、生活困難による転退職者が激増している現況であるから、当地の特殊事情を考慮して級地引上げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一四九八号 昭和二十六年三月二十日受理

長崎県富江町の地域給に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡富江町 役場内富江町地域給昇格推進本部内 松野英人外五名

紹介議員 木下源吾君 重盛壽治君

長崎県富江町は、本州の最南端に位置する県下有数の水産地で、富江港は、東支那海への出漁船中継基地として各種漁船の出入はげしく、最近における寄港船舶の数は月平均二百隻に達している。また、昨春秋よりいよいよ操業網の出漁が始まり、これに伴う水産加工場も八十軒におよぶ等当町の物価は上昇の一途にあり、主食はもち論魚、野菜、日用品の価格はいまや長崎市をしのいでいるから、富江町の地理的経済的特殊事情を検討せられ、同町を特地上昇格せられたいとの請願。

第一四九九号 昭和二十六年三月二十日受理

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県串木野市長 橋口行彦

紹介議員 森崎隆君

鹿児島県串木野市は、神岡および日本

鉱業の金山を有し、かつ遠洋漁業の基地として戦災復興と共に新興都市として発展しつつあるが、当市は消費地であつて生活必需品を他地区に依存しているため諸物価は本県他都市に比してまさるとも決して劣らない高物価にあり、市内公務員の生活は困難の極にあるから、今回の地域給改訂に当つては当市を乙地に指定せられたいとの請願。

第一五〇〇号 昭和二十六年三月二十日受理

高知県伊野町の地域給に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町長 福島兼治

紹介議員 森崎隆君

高知県伊野町は、地理的、経済的に高知市と密接な関係にあるので諸物価は、高知市と同等もしくはむしろ上回つてゐる実情にあるから、今回の地域給改訂に当つては当町を四級地に指定せられたいとの請願。

第一五一三号 昭和二十六年三月十二日受理

大分県臼杵市の地域給に関する請願

請願者 大分県臼杵市長 堀亮一外四十名

紹介議員 松原一彦君 矢嶋三義君

大分県臼杵市は古くから政治、経済、文化、教育、観光等の中心をなしているが、純然たる消費地であつて物価は北九州工業地帯と変るところがなく、ことに朝鮮動乱と共に物価はさらに高騰しつつあるから、今回の地域給改訂に当つては当市を二級地に指定せられたいとの請願。

第一五一四号 昭和二十六年三月十二日受理

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

請願者 岡山県倉敷市長 高橋勇雄外三名

紹介議員 加藤武徳君 江田三郎君

政府は近く総理府統計局のC・P・Sを基礎として地域給改訂を実施する由であるが、この調査は倉敷市の実情に即しない不合理なものであり、その後同市の行つた調査により、酒類を除く物価は東京都より高いことが明らかになり、その上昨年九月同地に警察予備隊が設置され、さらに隣接三箇村の合併および日東紡、国策パルプの二大工場誘致も着々進んでおり、いまや人口十二万の中都市に発展しつつあるため、物価はいちじるしい上昇を示しているから、岡山県倉敷市の地域給を合理的なものに改正せられたいとの請願。

第一五一九号 昭和二十六年三月十二日受理

佐賀県伊万里町の地域給に関する請願

請願者 佐賀県西松浦郡伊万里町長 松永稻吉外九百十三名

紹介議員 深川榮左門君 大隈信幸君

佐賀県伊万里町は、純消費都市佐世保市に近接している関係上物価の変動は極めて鋭敏であるばかりでなく、近くに北松浦炭田を控え、消費物価は朝鮮動乱後非常な高騰を続け、ことに当町は中小企業者が大部分を占めているため、近時の経済事情の影響を受けて繊維、雑貨、日用品等が非常に高くなつ

にされているから、戦災および毎年の台風通過による災害と闘いながら復興に努めている同市の地域給を鹿児島市に格付けせられたとの請願。

第一五四〇号 昭和二十六年三月二十四日受理

奈良市の地域給に関する請願(二通)

請願者 奈良市長 片岡安太郎

外二十八名

紹介議員 新谷寅三郎君

奈良市は、京阪神地帯と近距離にあつて、物資流動の面においてこれらの都市の直接影響を受けている上に、非戦災都市として観光客が殺到するので諸物価は益々高騰を続けているため、市内各官公庁職員の生活は困窮の極に達しているから、今回の級地改訂に当つては、本市を六大都市同様五級地に指定せられたとの請願。

第一五四五号 昭和二十六年三月二十六日受理

奈良県榛原町の地域給に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町役場内 高野隆雄外十九名

紹介議員 小笠原二三男君

奈良県榛原町の地域給は、現在乙地域の指定を受けているが、当町は大坂近郊の小都市であるため、生活必需品は高騰の一途をたどり、生活の困窮は以前にも増してその度を加え、当町在勤公務員の大坂市転出の増加が憂慮されているから、この際当町を三級地に指定せられたとの請願。

第一五六五号 昭和二十六年三月二十六日受理

三重県の地域給に関する請願

請願者 三重県津市米津三重県教職員組合内 辻博也

紹介議員 前田穰君

地域給支給地の決定に当つては、三重県各地の実状調査書を参考に検討されて、地域給を切り下げることのないようにされたいと、また、未支給地への支給実現に対する民意を尊重されたいとの請願。

第一五六八号 昭和二十六年三月二十七日受理

広島県五日市町の地域給に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町 金山哲三外三名

紹介議員 山下義信君

近時諸物価の不安定に伴い広島県五日市町民の生計状況はとくに貧困であり、物資流入経路も広島市を通じているため、物価は広島市よりも高い状況であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を広島市並に決定せられたとの請願。

第一五七三号 昭和二十六年三月二十七日受理

福島市の地域給に関する請願

請願者 福島市福島郵便局内 藤田多喜治外三百二十三名

紹介議員 石原幹市郎君

朝鮮動乱の影響によつて、生活必需品は日増に高騰し、新給與ベースによる一時的安定も再び生活面の不安を生じている。しかるに四月から実施される予定の地域給改訂によれば、福島市は支給地域外となる由だが、もしも現在以上に経済的打撃が公務員の生活におよぼすと、当市内の公務運営に重大な支障を生ずる虞があるから、福島市の地域給を現行通り存続せられたとの請願。

第一五七四号 昭和二十六年三月二十七日受理

兵庫県揖西村の地域給に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太林野庁官舎内 北村暢

紹介議員 木下源吾君

農林省兵庫種畜牧場は、兵庫県揖保郡揖西村および相生市にまたがり位置しているが、所在地附近において生活必需品購入の途がないため、当牧場勤務の職員はすべての生活用品を相生、姫路の両市から求め、医療施設も相生市に依存している実情であるから、兵庫県揖西村の地域給を相生市同級甲地に指定せられたとの請願。

第一五八六号 昭和二十六年三月二十八日受理

三重県鶴方町の地域給に関する請願

請願者 三重県志摩郡鶴方町役場内 西尾昇外四百四十名

紹介議員 前田穰君

三重県鶴方町は、伊勢志摩国立公園の中心部に位置する郡内交通の要地であり、終戦後官公庁が相次いで設置され、一方人口も急激な増加を示し、生産地が消費地となり、加うるに観光客などによりいちじるしい物価高騰を示しているため、人事交流等に困難をきたし、地方行政上の支障となつてから、今回の地域給改訂に当つては当町の地域給を一割以上に指定せられたとの請願。

第一五八七号 昭和二十六年三月二十八日受理

北海道小樽市の地域給に関する請願

請願者 北海道小樽市色内町北海運局内 土井智喜外二十八名

紹介議員 木下源吾君

北海道小樽市は、経済貿易の中心都市として商業交易関係人口の割合は非常に高率を示し、加うるに市の周囲は山岳に囲まれ近郊に米麦等の主食を生産する農村を持たない純消費都市であり、従つて物価も必然的に高位を示しているから、今回の地域給改訂に当つては当市を札幌市と同等二割の級地に指定せられたとの請願。

第一五九五号 昭和二十六年三月二十九日受理

岐阜県那加町の地域給に関する請願

請願者 岐阜県稲葉郡那加町長 松岡太助

紹介議員 野田卯一君

岐阜県那加町は、国連軍の駐とんど地であるため、同関係の労務者は一箇月延六千八百名、他に民間土建業者の請負工事に従事する労務者推定一万五千人を降らず、加えて進駐軍を対象とする娯楽施設に関する従業員は、公私合せて千二百名に達しており、これらの者の購買力は目に余るものがあり、従つて物価の高騰はとくに甚だしく、当地在勤の公務員の生活は窮乏をいつているから、当町の地域給を名古屋、岐阜両市に指定せられたとの請願。

第一五九六号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県琴浦町の地域給に関する請願

請願者 岡山県児島郡琴浦町大字田ノ口二八琴浦町役

紹介議員 加藤武徳君

琴浦町は、岡山県の南部にある玉野、児島両市にはさまれた人口二万余、戸数四千六百の町であるが、諸物価の高位ことは両市同様県下の最高であり、とりわけ本町はその上位にあつて到底市町村の比ではない。特に困るのは俸給生活者であつて俸給の七十五パーセントないし八十五パーセントを食生活に費している状態であるから、級地改訂に当つては、従来の不均衡を是正する意味で本県内の五市と同等に指定せられたとの請願。

第一六〇二号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県高梁町の地域給に関する請願

請願者 岡山県上房郡高梁町備中高梁駅内 渡辺昇外十七名

紹介議員 加藤武徳君

給與ベース改訂に伴い地域給を五分に減額実施したことは、さなきだに苦しい公務員の生活状態を危地に陥る結果となつていく。しかしながら戦後の経済対策の一環として内的矛盾をもつ地域給を本俸に繰り入れるべき必然性のあることは当然であるが、生活給に完全化されるべき地域給に合理的な妥当性をもたせ得ない現段階において本俸と無関係に切下げを実施したことは公務員生活を破壊するものである。従つて岡山県高梁町は純然たる消費都市として甲地と変らない物価高を示しているから、甲地並に指定せられたとの請願。

第一五九六号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県琴浦町の地域給に関する請願

請願者 岡山県児島郡琴浦町大字田ノ口二八琴浦町役

紹介議員 加藤武徳君

琴浦町は、岡山県の南部にある玉野、児島両市にはさまれた人口二万余、戸数四千六百の町であるが、諸物価の高位ことは両市同様県下の最高であり、とりわけ本町はその上位にあつて到底市町村の比ではない。特に困るのは俸給生活者であつて俸給の七十五パーセントないし八十五パーセントを食生活に費している状態であるから、級地改訂に当つては、従来の不均衡を是正する意味で本県内の五市と同等に指定せられたとの請願。

第一六〇二号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県高梁町の地域給に関する請願

請願者 岡山県上房郡高梁町備中高梁駅内 渡辺昇外十七名

紹介議員 加藤武徳君

給與ベース改訂に伴い地域給を五分に減額実施したことは、さなきだに苦しい公務員の生活状態を危地に陥る結果となつていく。しかしながら戦後の経済対策の一環として内的矛盾をもつ地域給を本俸に繰り入れるべき必然性のあることは当然であるが、生活給に完全化されるべき地域給に合理的な妥当性をもたせ得ない現段階において本俸と無関係に切下げを実施したことは公務員生活を破壊するものである。従つて岡山県高梁町は純然たる消費都市として甲地と変らない物価高を示しているから、甲地並に指定せられたとの請願。

第一五九六号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県琴浦町の地域給に関する請願

請願者 岡山県児島郡琴浦町大字田ノ口二八琴浦町役

紹介議員 加藤武徳君

琴浦町は、岡山県の南部にある玉野、児島両市にはさまれた人口二万余、戸数四千六百の町であるが、諸物価の高位ことは両市同様県下の最高であり、とりわけ本町はその上位にあつて到底市町村の比ではない。特に困るのは俸給生活者であつて俸給の七十五パーセントないし八十五パーセントを食生活に費している状態であるから、級地改訂に当つては、従来の不均衡を是正する意味で本県内の五市と同等に指定せられたとの請願。

第一六〇二号 昭和二十六年三月二十九日受理

岡山県高梁町の地域給に関する請願

第一六〇六号 昭和二十六年三月三十日受理

埼玉県の地域給に関する請願
請願者 埼玉県副知事 飯塚英助

紹介議員 原虎一君 木下源吾君

昨年十二月二十七日法律第二九九号によつて勤務地手当の暫定措置が定められた。その結果埼玉県においては、百分の十五の支給を受けている地区が三市、他は百分の五の支給を受けているが、この措置は、昭和二十二年四月の決定に従つており、その後の経済状況の変化、大都市に近接する本県の特殊性等に鑑み、勤務地手当の決定に当つては、本県下全地域にわたる支給率の大幅引上げを図らねばならぬとの請願。

第一六〇七号 昭和二十六年三月三十日受理

広島県安登村の地域給に関する請願
請願者 広島県賀茂郡安登村長 代理 葛村忠雄外八名

紹介議員 木下源吾君

安登村は、呉市に隣接して、生活物資の大半を同市に依存している上に、観光客ひん繁のため、生計費は同市を上回つてゐる実状であるから、級地改訂に当つては、呉市と同率に指定せられたいとの請願。

第三一八号 昭和二十六年三月二十三日受理

町村吏員の恩給改善に関する陳情

陳情者 広島県比婆郡敷信村新庄 一四一ノ四広島県町村吏員恩給受給者連盟 岡本佳男

町村吏員の恩給制度は、国家公務員の恩給制度に較べ恵まれない点があるから、新旧退職による差額の不合理を調

整するとともに国家公務員恩給に統一せられたいとの陳情。

第三三六号 昭和二十六年三月二十日受理

岩手県釜石市の地域給に関する陳情
陳情者 岩手県釜石市議會議長 加茂久一郎

政府は今次の地域給改訂において、一部都市の地域給を廃止する理であるが、釜石市の物価その他の経済事情は、東京に比して大差なく、従来支給されてゐた地域給を廃止されることになると、薄給の官吏の生活は、いよいよ危機に陥るから、釜石市の地域給については、従来通りとせられたいとの陳情。

第三四五号 昭和二十六年三月三十日受理

愛知県西浦町の地域給に関する陳情

陳情者 愛知県知多郡西浦町大字 熊野北馬場二五 立松節道外七十二名

愛知県西浦町は、知多半島の中心部に位し、伊勢灣に面し、周辺町村の地域給はほとんどは乙地であるが、一般物価なしい生活費は、これら近接町村と変わらないため、近時近郊都市の官公庁および会社工場への通勤者が激増しているから、当町をすみやかに三級地に指定せられたいとの陳情。

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、新恩給法制定に関する請願（第一六一八号）（第一六二八号）

一、名古屋市の地域給に関する請願（第一六一九号）

一、長崎県青方町の地域給に関する請願（第一六二〇号）

一、長崎県魚目村の地域給に関する請願（第一六二二号）

一、長崎県北魚目村の地域給に関する請願（第一六二三号）

一、長崎県浜ノ浦村の地域給に関する請願（第一六二四号）

一、横須賀市の地域給に関する請願（第一六二五号）

一、広島県呉市の地域給に関する請願（第一六二六号）

一、長崎市の地域給に関する請願（第一六二七号）

一、北海道の地域給等に関する請願（第一六二八号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六二九号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三〇号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三一号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三二号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三三号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三四号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三五号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三六号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三七号）

一、愛媛県西條市の地域給に関する請願（第一六三八号）

第一六二八号 昭和二十六年三月三十一日受理

新恩給法制定に関する請願
請願者 長野県更級郡力石村九 山崎久尾外三百四十二名

紹介議員 池田宇右衛門君

国家公務員法の精神に基き、その規定にふさわしい内容を盛り、健全で公正かつ民主的な恩給制度を新たに制定実施せられたい。なお昭和二十一年六月三十日以前の退職者に対する恩給は、その後の退職者に比していちじるしい低額にあるから、これが補正を實現せられたいとの請願。

第一六一九号 昭和二十六年三月三十一日受理

名古屋市の地域給に関する請願
請願者 愛知県知事 青柳秀夫 外一名

紹介議員 木下源吾君

人事院の地域給改訂勧告案によれば、名古屋市の他を大都市に比して、格下げの地域指定が行われることが伝えられているが、本市は愛知県の政治、経済、文化の中心地として他の大都市と何等異なるところがないのであるから、本市を他の大都市と同等に指定せられたいとの請願。

第一六二〇号 昭和二十六年三月三十一日受理

長崎県青方町の地域給に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡青方町 役場内全官公職員地域 給推進本部内 鉄川清

紹介議員 木下源吾君

長崎県青方町は、町民需用物資の大半を九州、本土に依存しているため、物

価は佐世保、長崎、福岡各市に比し約三パーセントの高価を示し、また漁期には青方湾は揚操網根拠地となるためさらに物価は高騰し、公務員の生活は困窮の実状であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一六二二号 昭和二十六年三月三十一日受理

長崎県魚目村の地域給に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡魚目村 役場内魚目村地域給昇格推進本部内 宮田貞

紹介議員 木下源吾君

長崎県魚目村は、五島中央の有川町および青方町に隣接している村で、重要食糧、副食物その他生活必需品を長崎市、佐世保市等より移入しているため、物価は両市より三、四割も高く、また漁業景気によつて一般村民の生活度が高いので、同村の官公職員は生活に苦しんでいるから、同地の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一六二三号 昭和二十六年三月三十一日受理

長崎県北魚目村の地域給に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡北魚目村役場内北魚目村全官公職員地域給推進本部内 山田武

紹介議員 木下源吾君

長崎県南松浦郡北魚目村は、佐世保市より四十五カイリの洋上五島列島の最北端に位置し、戸数二千二百、人口六千、東西二十四町、南北六里九町の一帯状地にして、耕地面積少なく、食糧および生活物資の大部分を長崎、佐世保両市に依存しているため、物価は常

に両市の三割強を示している上に、最近隣接町村のいわし、景気が影響して物価高騰に拍車をかけ、直接生産の伴わない当村在住公務員の生活はひつ迫の一途をたどっている現状であるから、本村の特殊事情を検討の上、適正なる級地引上げを図られたいとの請願。

第六二五号 昭和二十六年三月三十一日受理
広島県呉市の地域給に関する請願
請願者 広島県呉市長 鈴木術
外三十四名

第六二三号 昭和二十六年三月三十一日受理
長崎県浜ノ浦村の地域給に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡浜ノ浦村役場内浜ノ浦地域給昇格推進本部内 宮崎十三郎

紹介議員 木下源吾君
長崎県浜ノ浦村は、主要食糧の生産がないため他町村よりの移入に依存する外なく、また副食物、その他生活必需品は長崎、佐世保、博多の各市から移入されているため運賃、破損、腐敗等の諸弊の關係上各市より二、三割高となつてゐる実情であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの請願。

第六二四号 昭和二十六年三月三十一日受理
横須賀市の地域給に関する請願
請願者 神奈川縣横須賀市役所内横須賀市地域給対策委員会内 鈴木治国外二十三名

紹介議員 木下源吾君
現在神奈川縣不の横濱、川崎、両市は特地の地域給支給地に指定され横須賀外六市は甲地であるが、横須賀市の物価、生計費は横濱、川崎に比して勝るとも劣らない実情であるにもかかわらず本市のみ甲地の取扱ひをすることは

請願者 北海道釧路市釧路地方裁判所内 佐藤元秋外二百四十九名

紹介議員 木下源吾君
北海道は、完全な消費都市であつて、最近大工場、警察予備隊、海上保安庁訓練所等の誘致によつて市勢がいちじるしく膨脹したため、生活物資の高騰を招き本市在住公務員の生活をおびやかしている現状であるから、勤務地手当の決定に當つては、本市の特殊事情を考慮して従前通りとせられたいとの請願。

第六二六号 昭和二十六年三月三十一日受理
長崎市の地域給に関する請願
請願者 長崎市役所内地域給引上対策協議会内 末統吉間 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

紹介議員 木下源吾君
長崎市は、原爆の廃墟から、国際的文化都市として復興するため官民一致の努力を続けているが、同市の社会的経済的実情は、六大都市に似ており、市民の生計状態も福岡市と大差ないから、同市における公務員の最低生活を維持するため、長崎市の地域給を福岡市同様に格付けられたいとの請願。

第六二七号 昭和二十六年三月三十一日受理
北海道の地域給等に関する請願

請願者 北海道釧路市釧路地方裁判所内 佐藤元秋外二百四十九名

紹介議員 木下源吾君
北海道は、完全な消費都市であつて、最近大工場、警察予備隊、海上保安庁訓練所等の誘致によつて市勢がいちじるしく膨脹したため、生活物資の高騰を招き本市在住公務員の生活をおびやかしている現状であるから、勤務地手当の決定に當つては、本市の特殊事情を考慮して従前通りとせられたいとの請願。

第六四四号 昭和二十六年三月三十一日受理
愛媛県西條市の地域給に関する請願
請願者 愛媛県西條市長 高橋初次郎外一名

紹介議員 三橋八次郎君
愛媛県西條市は、瀬戸内海に面する西條港を擁し、人口五万の東海地方の主都であるが、地理的特殊事情のため、極めて高度の都市形態を備えているから、当市の特殊事情を考慮の上、地域給を十パーセント引き上げられたいとの請願。

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、新恩給法制定に関する請願（第一六四六号）

一、神奈川縣愛川町の地域給に関する請願（第一六四七号）

一、佐賀県唐津市の地域給に関する請願（第一六四八号）

一、岐阜県鷺沼町の地域給に関する請願（第一六五七号）

一、宮城県松島町の地域給に関する請願（第一六六〇号）

一、静岡県有度村の地域給に関する請願（第一六六一号）

一、静岡県網代町の地域給に関する請願（第一六六二号）

一、長崎市の地域給に関する請願（第一六六三号）

第六四六号 昭和二十六年四月二日受理
新恩給法制定に関する請願
請願者 長野県北佐久郡小諸町 丙二八 荻原丈夫外二百六十四名

紹介議員 池田宇右衛門君
国家公務員法の精神に基き、その規定にふさわしい内容を盛つた、健全で公正かつ民主的な恩給制度を新たに制定実施せられたい。なお昭和二十一年六月三十日以前の退職者に対する恩給は、その後の退職者に比していちじるしい低額にあるから、これが補正を實現せられたいとの請願。

第六四七号 昭和二十六年四月二日受理
神奈川縣愛川町の地域給に関する請願
請願者 神奈川縣愛甲郡愛川町 長 大貫和助外六名

紹介議員 石村幸作君
神奈川縣愛川町は、古来絹織糸、織物業の盛な機業地で年産数十億円に達する工業都市である。従つて金融は活ばつて極め、物価も高く、内閣統計局の調査によれば、当町の物価は甲地より高い実情にあるから、この際当地域の実情を検討せられ、適正な地域給を支給するよう善処せられたいとの請願。

第六四八号 昭和二十六年四月二日受理

佐賀県唐津市の地域給に関する請願
請願者 佐賀県唐津市長 清水莊次郎外一名

紹介議員 杉原荒太君
政府は近く地域給の改訂を実施する由であるが、佐賀県唐津市は、観光都市としての性格を持つ純消費都市であること、および唐津炭田を控え、福岡市に直結しているため、生活費が極めて高く、当市在住公務員の生活にいちじるしい不安を與えているから、唐津市の地域給を現行通り維持せられたいとの請願。

第六五七号 昭和二十六年四月三日受理
岐阜県鷺沼町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県鷺沼町長 栗木謙二外二名

紹介議員 木下源吾君
岐阜県鷺沼町は名古屋、一宮、岐阜各市の近郊町であり隣接の那加町とは産業、経済等種々の条件を同じくするものであるから、当町の地域給を那加町と同一に指定せられたいとの請願。

第六六〇号 昭和二十六年四月十二日受理
宮城県松島町の地域給に関する請願
請願者 宮城県宮城郡松島町高城字町一〇松島地区勤務地手当対策協議会内 武山仁治

紹介議員 木下源吾君
宮城県松島町は、観光日本の遊覧地として内外観光客の来遊極めて多く、また松島湾より産する種かきは輸出品として本町産業の重要位置を占めているため、町の形態は一般農村地とに全く異り、農産物極めて少く、生活物資は

すべて他町村に依存しているため同町在住の公務員の生活に多大の不安を與えているから、同町の地域給を乙地に指定せられたいとの請願。

第一六六一号 昭和二十六年四月十二日受理

靜岡県有度村の地域給に関する請願

請願者 靜岡県安部郡有度村

長 渡辺貞次外五名

紹介議員 木不源吾君

靜岡県有度村は、東は清水市に西は靜岡市に接しているため、本村内俸給生活者の八割以上は、両市へ通勤し、また村内の各職場へ通勤する者のうち六割以上は両都市から通勤している状態で、本村と両都市の勤務地手当を差別することは不合理であり悪結果を生ずることになるから、級地改訂に当つては、両市同様甲地に指定せられたいとの請願。

第一六六二号 昭和二十六年四月十二日受理

靜岡県網代町の地域給に関する請願

請願者 靜岡県田方郡網代町

長 向笠長作

紹介議員 木不源吾君

網代町は、伊豆半島東海岸熱海市と伊東市のほとんど中間にある漁港であつて、熱海市とは住家連接し、わずかに境界標によつて行政上の区画を判別できる程度である。従つて生活物資の大半は熱海、伊東両市に求める關係上、経済面においては両市と全く同様の状態におかれているから、級地改訂に當つては、現在の乙地を甲地に昇格せられたいとの請願。

第一六六三号 昭和二十六年四月十二日受理

長崎市の地域給に関する請願

請願者 長崎市上西山町一三六

長崎市全官公庁労組連

絡協議会内 林重治

紹介議員 木不源吾君 重盛壽治

長崎市は、他都市に比し物価高であるのに給與ベース改訂の際従来二割の地域給が一割五分に引き下げられたため、当市在住公務員の生活が破たんしひんしているから、地域給二割は是非とも支給せられたいとの請願。

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、岐阜県鷺沼町の地域給に関する請願(第一六六六号)

一、神奈川県川尻村の地域給に関する請願(第一六七七号)

一、靜岡県二俣町の地域給に関する請願(第一六八〇号)

一、国家公務員の地域給に関する請願(第一六八一号)

一、佐賀県の地域給に関する請願(第一六八二号)

一、大分県別府市の地域給に関する請願(第一六九一号)

一、長崎県深堀、香焼両村の地域給に関する陳情(第三七八号)

第一六七六号 昭和二十六年四月十六日受理

岐阜県鷺沼町の地域給に関する請願

請願者 岐阜県稲葉郡鷺沼町

長 栗木謙二外二名

紹介議員 野田卯一君

岐阜県鷺沼町は、名古屋、一宮、岐阜三市の近郊であり、辺加町と隣接する上、種々の條件が同町と同様であるから、勤務地手当は辺加町と同一にせられたいとの請願。

第一六八一号 昭和二十六年四月二十日受理

国家公務員の地域給に関する請願

請願者 宮城県仙台市光禪寺通

四七宮城労働基準局

内 小岩四郎

紹介議員 木不源吾君

人事院勧告の地域給算定の基礎資料は、昭和二十四年度のC・P・Sによつたものであるが、昭和二十五年以降のR・D・Iの傾向は東京との差を縮小しており、既に現状と遊離しているから、最新の資料に基いて再算定をせられたいとの請願。

第一六八二号 昭和二十六年四月二十日受理

佐賀県の地域給に関する請願

請願者 佐賀県副知事 大浜芳雄

紹介議員 杉原荒太君

佐賀県は長崎、福岡両県の中間に位置しているため諸物価は、両県の影響を受けることが多く、食糧以外の生活必需品は都会地よりも高い場合が多い、また戦後の農村人口の激増と、朝鮮動乱勃発後の諸物価の騰貴によつて、本県各市町村の特別消費者価格調査による指数は、漸次上昇しているから、本県の地域給格付に當つては、特別の考慮を拂われたいとの請願。

第一六九一号 昭和二十六年四月二十五日受理

大分県別府市の地域給に関する請願

請願者 大分県別府市役所内

幸珠一外一名

紹介議員 松原一彦君

別府市は、非戦災都市であり、国際觀光温泉都市であるため、終戦後衣食住を求めて、来住定着するものが多く、これに加えて温泉入湯客二百万が四季を問わず遊覧するので、日用品物価等は異常な高値を呼び、またやみ物資の流通も激しいので俸給生活者は貧困に迫られている現状であるから、市の特殊性を考慮して、地域給二割五分を支給せられたいとの請願。

第三七八号 昭和二十六年四月二十四日受理

長崎県深堀、香焼両村の地域給に関する陳情

陳情者 長崎県西彼杵郡深堀村長

古瀬國太郎

長崎県深堀、香焼両村は、長崎市と隣接する關係で物価は同市と同等であるのにひきかえ、勤務地手当は同市が甲地であるのに反して、丙地であるため、両村には地域給の給與がないという矛盾した状態であるから、両村を同市と同格に指定せられたいとの陳情。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願(第一七二二号)

一、新恩給法制定に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県宇太町の地域給に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県初瀬町の地域給に関する陳情(第三八五号)

第一七二二号 昭和二十六年五月七日受理

奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願

奈良県五條、野原両町は、長崎市と隣接する關係で物価は同市と同等であるのにひきかえ、勤務地手当は同市が甲地であるのに反して、丙地であるため、両村には地域給の給與がないという矛盾した状態であるから、両村を同市と同格に指定せられたいとの陳情。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願(第一七二二号)

一、新恩給法制定に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県宇太町の地域給に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県初瀬町の地域給に関する陳情(第三八五号)

第一七二二号 昭和二十六年五月七日受理

奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願

奈良県五條、野原両町は、長崎市と隣接する關係で物価は同市と同等であるのにひきかえ、勤務地手当は同市が甲地であるのに反して、丙地であるため、両村には地域給の給與がないという矛盾した状態であるから、両村を同市と同格に指定せられたいとの陳情。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願(第一七二二号)

一、新恩給法制定に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県宇太町の地域給に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県初瀬町の地域給に関する陳情(第三八五号)

第一七二二号 昭和二十六年五月七日受理

奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願

奈良県五條、野原両町は、長崎市と隣接する關係で物価は同市と同等であるのにひきかえ、勤務地手当は同市が甲地であるのに反して、丙地であるため、両村には地域給の給與がないという矛盾した状態であるから、両村を同市と同格に指定せられたいとの陳情。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願(第一七二二号)

一、新恩給法制定に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県宇太町の地域給に関する請願(第一七二三号)

一、奈良県初瀬町の地域給に関する陳情(第三八五号)

第一七二二号 昭和二十六年五月七日受理

奈良県五條、野原両町の地域給に関する請願

奈良県五條、野原両町は、長崎市と隣接する關係で物価は同市と同等であるのにひきかえ、勤務地手当は同市が甲地であるのに反して、丙地であるため、両村には地域給の給與がないという矛盾した状態であるから、両村を同市と同格に指定せられたいとの陳情。

請願者 奈良県宇智郡五條町五

條郵便局内 榎野久次

外二十名

紹介議員 新谷寅三郎君

奈良県五條町および野原町は、日用品をはじめ物資を京阪神より入手するため、物価は、京阪神より一割前後高くなっている。両町の官町の官公署職員の生活は黙視し得ない事態にあり、業務面にも重大なる影響を及ぼすおそれがあるから、地域給支給地の指定に当つては両当を一割以上に指定されたいとの請願。

第一七二三号 昭和二十六年五月七日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者

浦和市高砂町五ノ一四
八崎玉退職公務員連
盟会長 有元久五郎外
三千九百五十名

紹介議員

小林英三君 松永義雄
君 石川榮一君

国家公務員法第一〇八條および国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の趣旨に基く新退職制度の制定を促進すると共に新法律の制定に当つては、マイヤーズ氏勧告の趣旨にそつて、(一)統合され統一された單一制度とすること、(二)給與は国家公務員法第一〇八條の精神にそつて内容であること、(三)地方財源の安定確保の方途を講ずること、(四)既得権、期待権を尊重して新旧受給者の不均衡を調整すること等の実現を図られたいとの請願。

第一七二三号 昭和二十六年五月七日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 香川県庁内 林平七外

八百五十名

紹介議員 三好始君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一七二三号 昭和二十六年五月七日受理

日受理

奈良県宇太町の地域給に関する請願

請願者

奈良県宇陀郡宇太町官
公庁連絡協議会内 松
本宗司外十名

紹介議員

駒井藤平君

奈良県宇太町は、近接榛原町、大字陀町に比しても輸送関係により魚肉等副食物および日用品等は高価であり、こゝに大阪方面よりの買出部隊によりさらに物価を刺激し、俸給生活者の生活苦はその極にあるから、伝えられる地域給改訂に当つては、当町を三級地に指定せられたいとの請願。

第三八五号 昭和二十六年五月一日受理

日受理

奈良県初瀬町の地域給に関する陳情

陳情者 奈良県初瀬町長 藤井繁

太郎外四名

奈良県初瀬町は、新義真言宗豊山派総本山長谷寺の門前町として古くから観光遊覽の町として知られているが、本町は耕地面積少く全くの消費地区であるため、諸物価は常に高額を示し、給與所得者は生活困難をうつたっているから、近く実現を予定されている仮地改訂に当つては、従前通り一割以上を支給せられたいとの陳情。